

事業管理及び関係帳票類の 作成について

● 運送事業の根幹は「**輸送の安全確保**」

・ 貨物自動車運送事業法 第1条（目的）

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、**輸送の安全を確保**するとともに、**貨物自動車運送事業の健全な発達**を図り、もって**公共の福祉の増進**に資することを目的とする。

・ 貨物自動車運送事業法 第15条（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、**絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない**。

● 貨物自動車運送事業法とは？

トラック運送事業の運営を適正かつ合理的なものにするとともに、民間団体等による自主的な活動を促進することにより事業の健全な発展を図ることを目的として、平成2年12月施行。

- **適正化事業実施機関とは**

貨物自動車運送事業法に基づき創設

巡回指導、広報・啓発活動、苦情処理等の業務を実施

- **巡回指導とは（＊監査ではありません！）**

- ・ 適正化事業実施機関が実施
- ・ 周期は概ね2年に1回
- ・ 法令の遵守状況（コンプライアンス）の確認
- ・ 法令改正の案内、帳票類の記入・管理方法等の説明
- ・ その他質疑応答等

＊いわゆる法令遵守に関する「**会社の健康診断**」

運転者の管理

- 運転者台帳
- 運転者教育
- 健康診断
- 点呼等
(乗務管理)
- 雇入れ時の対応

車両の管理

- 車両台帳
- 定期点検
- 日常点検

その他

- 事故記録
- 改善基準告示
- 就業規則
 - ・ 3 6 協定
- 労働保険
 - ・ 社会保険
- 運輸安全
マネジメント
- その他

運転者台帳（労働者名簿）

事業者名：		年 月 日 作成		No.			
ふりがな		性別	健康状態				
氏 名		男・女					
生 年 月 日	年 月 日	運転者区分	① 常時 ② その他	(写 真) 単独・上三分身・無帽・正面・無背景で、台帳作成前6月以内に撮影のもの			
雇入年月日	年 月 日 雇入	選任年月日	年 月 日				
業務の種類	電話番号 () -						
現 住 所			年 月 撮影				
運転免許証関係	免許の種類	取 得 年 月 日	免許の種類	取 得 年 月 日	免許の種類	取 得 年 月 日	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	免 許 証 番 号		
		年 月 日		年 月 日			
	有 効 期 限				免 許 条 件		
違反歴	違反年月日	違 反 内 容					
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
事故歴	発生年月日	登録番号	人身事故	物損事故	有責・無責	処理方法	事故記録簿No.
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
適性診断	受診年月日	受 診 区 分		受診年月日	受 診 区 分		
	年 月 日	初任・一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
	年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
	年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
	年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		年 月 日	一般・適齢・特定Ⅰ・特定Ⅱ		
指導教育	実施年月日	指 導 教 育 内 容			実施年月日	指 導 教 育 内 容	
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
	年 月 日				年 月 日		
解任	運転者でなくなった日付		理由	退職・職種変更・転任・その他()			
	年 月 日						
履 歴	学 歴			職 歴			
	年 月 日			年 月 日			
	年 月 日			年 月 日			
	年 月 日			年 月 日			
	年 月 日			年 月 日			
保 険 関 係	種 類	加入年月日	保険記号・番号	種 類	加入年月日	保険記号・番号	
	健康保険	年 月 日		雇用保険	年 月 日		
	厚生年金	年 月 日		労働保険	年 月 日		
	年 月 日			年 月 日			
	年 月 日			年 月 日			
退 職	事由(退職事由が解雇の場合はその理由、死亡はその原因)						
	年 月 日 死亡						

3年保存

● 下記の項目を漏れなく記入

- ① 作成番号及び作成年月日
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 運転者の氏名、生年月日、住所
- ④ 雇入れ年月日、選任年月日
- ⑤ 運転免許に関する事項
- ⑥ 事故又は道路交通違反の概要
- ⑦ 運転者の健康状態
- ⑧ 運転者の指導教育状況
及び適性診断の受診状況
- ⑨ 運転者の写真

- * 派遣等で雇入れしている運転者も作成
- * たまにしか乗務しない人も作成
- * 解任後又は退職後も 3 年間保存

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 輸送安全規則 第9条の5

● 運転者別にファイルを作成

* 事故・違反の概要、適性診断記録、
指導教育記録、健康診断記録等と一緒に保存



運転者①



運転者②

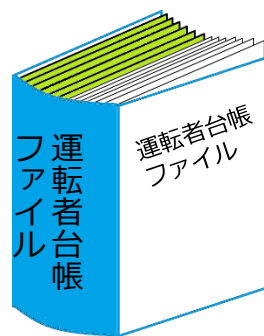


運転者③

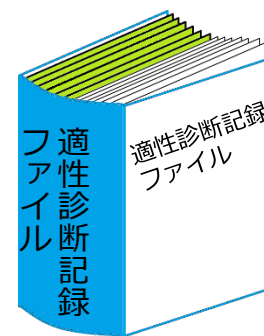


運転者④

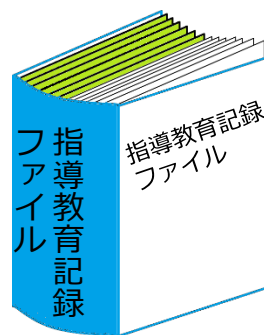
● 内容別にファイルを作成



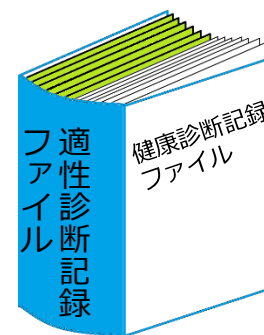
運転者台帳 (全員分)



適性診断記録 (全員分)



指導教育記録 (全員分)



健康診断記録 (全員分)

指導及び監督の 実施マニュアル で検索



自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
《第2編 本編：一般的な指導及び監督指針の解説》



トラック事業者編

● 下記の項目を毎年繰り返し実施

運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第1366号)に基づく教育内容

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

指導教育記録簿

No.

事業者名	(株)愛知みよしロジスティクス	営業所名	□□営業所
実施年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (月)	17時00分 ~ 18時00分	
実施場所			
教育指導内容		実施者(職名)	
1	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	運行管理者	〇〇 〇〇
2			
3			
4			
5			
※ 受講者氏名	1 福谷 太郎	11	21
	2 瑞穂 一太郎	12	22
	3 西洞 良	13	23
	4 東 伸良	14	24
	5 南 太輔	15	25
	6 北山 和雄	16	26
	7 豊田 緑 (8/7)	17	27
	8	18	28
	9	19	29
	10	20	30
受講者人数 合計		7 名	

※ 受講者の直筆が望ましい。
使用した資料の写しを添付すること

3年保存



指導及び監督の指針に基づく資料

● 記録とともに資料も保存！

(3年間保存)

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 輸送安全規則 第10条
- ・ 運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第1366号) 第1章

様式第5号(第51条関係) (2) (表面)

健康診断個人票											
氏 名		生 年 月 日		性 別		年 月 日		雇 入 年 月 日		年 月 日	
健 診 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
年 齢		歳		歳		歳		歳		歳	
他の法定特殊健康診断の名称											
業 務 歴											
既 往 歴											
自 覚 症 状											

健康診断を

- ・事業者は**実施する義務**
- ・労働者は**受ける義務** がある！

◆根拠法令◆

- ・労働安全衛生法 第66条第1項及び第5項

血 色 素 量 (g/dl)					
赤 血 球 数 (万/mm ³)					
G O T (IU/l)					
G P T (IU/l)					
γ-G T P (IU/l)					
血中脂質検査					
LDLコレステロール(mg/dl)					
HDLコレステロール(mg/dl)					
トリグリセライド(mg/dl)					
血 糖 検 査 (mg/dl)					
尿検査					
糖	— + + + + +	— + + + + +	— + + + + +	— + + + + +	— + + + + +
たん 蛋 白	— + + + + +	— + + + + +	— + + + + +	— + + + + +	— + + + + +
心 電 図 検 査					

● 1年以内毎に必ず受診！

- ① 既往症及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

* 事業主や役員も**運転者であれば必ず受診**

◆主な根拠法令◆

- ・労働安全衛生規則 第44条
- ・解釈及び運用について 第3条5

特定業務従事者に該当する場合、**年2回の健康診断**が必要！

- **特定業務従事者とは？**

深夜業等の特定業務に従事する労働者のこと

- **深夜業とは？**

午後10時から**午前5時**までの間における労働のこと

（過去6か月を平均して1か月あたり4回以上ある場合、深夜業の労働者に該当）

- **どうすればいいの？**

当該業務の配置換えの際及び**6か月以内毎に1回**、
定期健康診断と同じ項目の健康診断を受診

◆主な根拠法令◆

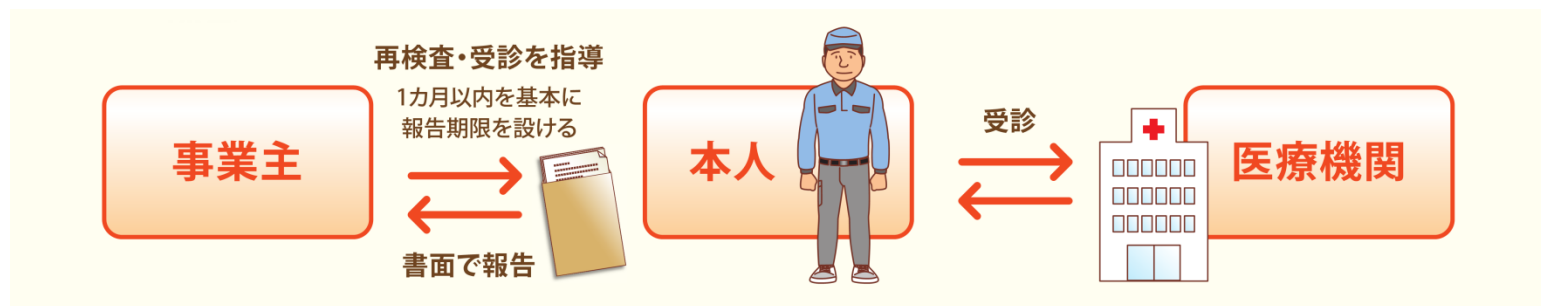
・労働安全衛生規則 第45条

- 健康診断結果は**5年間保存**

- **アフターフォローが重要！**

「再検査」「精密検査」「要治療者」がいたら、再検査・受診の指導。
(口頭では受診放置につながるため、**書面で記録**をとることが望ましい。)

対応例（「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」より）



◆主な根拠法令◆

- ・労働安全衛生規則 第51条
- ・事業法 第17条第2項

点呼記録

令和 年 月 日 曜日 天候

検知器の機能の状況	良・否	運行管理者	印
運行管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持する義務があり定期的に機能が正常かチェックすることを求められる。		補助者	印

乗務前点呼確認事項	乗務後点呼報告確認事項
①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項（服装・免許証・非常信号用具・業務上必要な帳票類等 ※注）	①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項（積載物の異常の有無・鍵の返納・運転日報と運行記録誌の点検等 ※注）

注 意 指 示 事 項

車 番	氏 名	乗務前点呼確認結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼執行者印	乗務後点呼報告結果	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器の使用	交替運転者に対する通告	点呼執行者印
1				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
2				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
3				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		

対面点呼が大原則！

（行先地での点呼を除く）

4				()	有・無				()	有・無		
5				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
6				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
7				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
8				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
9				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
10				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
11				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
12				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
13				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
14				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		
15				対面 ()	有・無				対面 ()	有・無		

※注 「その他必要な事項」の内容は、事例を参考に自社内で運行実態に応じて適宜設定するとい

1年保存

● 下記項目を漏れなく実施・記録

〔1年間保存〕

- ① 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- ② 乗務する自動車の登録番号
その他自動車を識別できる記号・番号
- ③ 点呼の日時
- ④ 点呼の方法（アルコール検知器使用の有無、対面でない場合は具体的方法）
- ⑤ 酒気帯びの有無
- ⑥ 運転者の
疾病、疲労、睡眠不足等の状況〔乗務前〕
交代運転者に対する通告〔乗務後〕
- ⑦ 日常点検の状況〔乗務前〕
交代運転者に対する通告〔乗務後〕
- ⑧ 指示事項〔乗務前〕
- ⑨ その他必要な事項

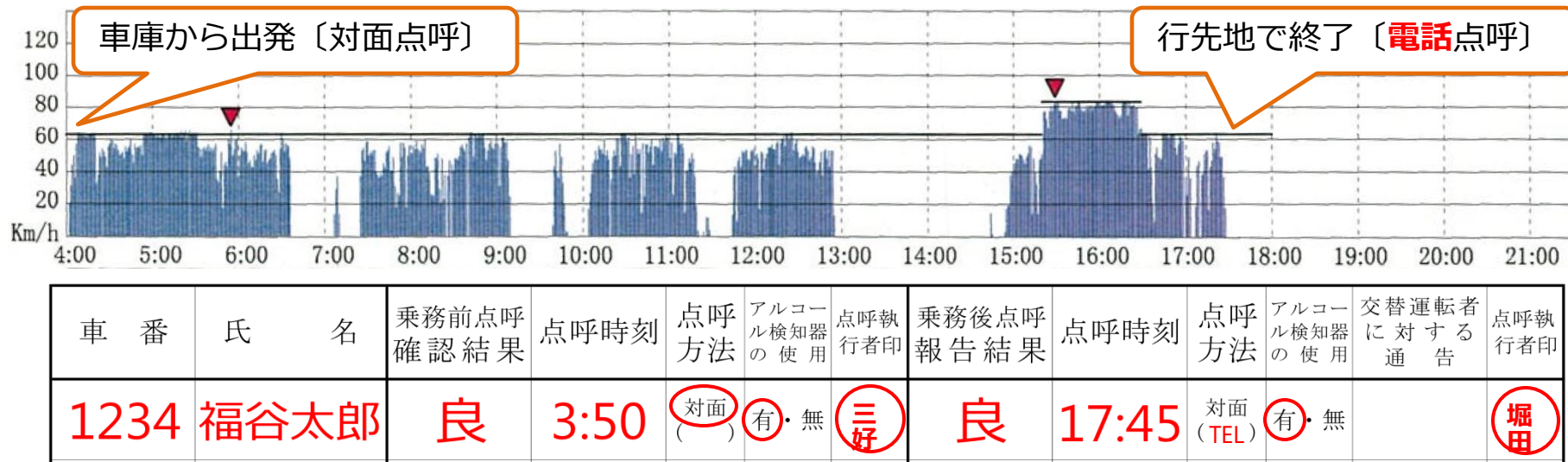
◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 輸送安全規則 第7条
- ・ 解釈及び運用について 第7条

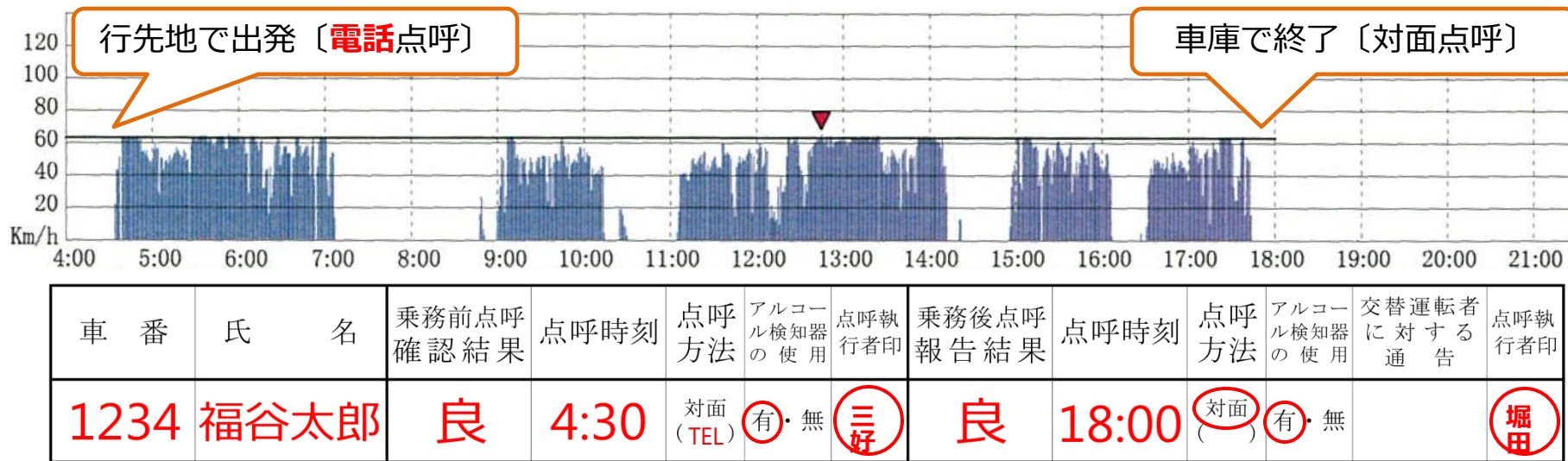
1 泊 2 日運行の点呼例

13

● 1日目【2月1日】



● 2日目【2月2日】



点呼記録

令和 年 月 日 () 天候

検知器の機能の状況	良・否
-----------	-----

運行管理者はアルコール検知器を「常時有効に保持する」義務があり、定期的に機能が正常かチェックすることを求められる。

運行管理者	印
運行管理補助者	印

注 意 ・ 指 示 事 項

乗務前点呼確認事項
①酒気帯びの有無
②疾病、疲労、睡眠不足等の状況
③日常点検の結果
④その他必要な事項 (服装・携行品の有無等) ※注

中間点呼確認事項
①酒気帯びの有無
②疾病・疲労・睡眠不足等の状況

乗務後点呼報告確認事項
①酒気帯びの有無
②自動車、道路および運行の状況
③その他必要な事項 (積載物の異常の有無・鍵の返納等) ※注

車 番	氏 名	乗 務 前 点 呼							中 間 点 呼					乗 務 後 点 呼							備 考				
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項				点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項		点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項			交代運転者に対する通知	点呼執行者印		
					①	②	③	④					①	②					①	②				③	
			対面 ()	有・無							対面 ()	有・無						対面 ()	有・無						
			対面 ()	有・無							対面 ()	有・無						対面 ()	有・無						
			対面 ()	有・無							対面 ()	有・無						対面 ()	有・無						

● 乗務前・乗務後の点呼がいずれも対面で実施できない場合に必ず実施！

(乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行う)

【運行例】 2泊3日運行の場合

1日目 〔乗務前〕 対面

2日目 〔乗務前〕 電話 (行先地)

3日目 〔乗務前〕 電話 (行先地)

〔中間〕 電話 (行先地)

〔乗務後〕 電話 (行先地)

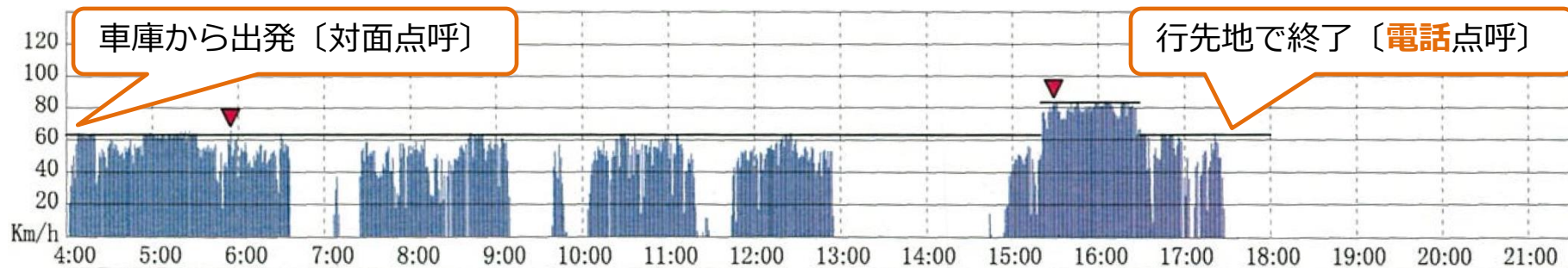
〔乗務後〕 電話 (行先地)

〔乗務後〕 対面

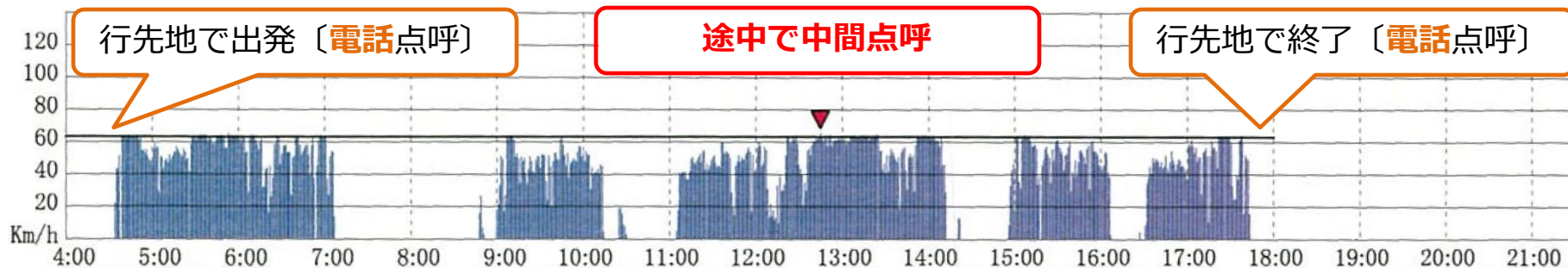
◆ 主な根拠法令 ◆

・ 輸送安全規則 第7条3

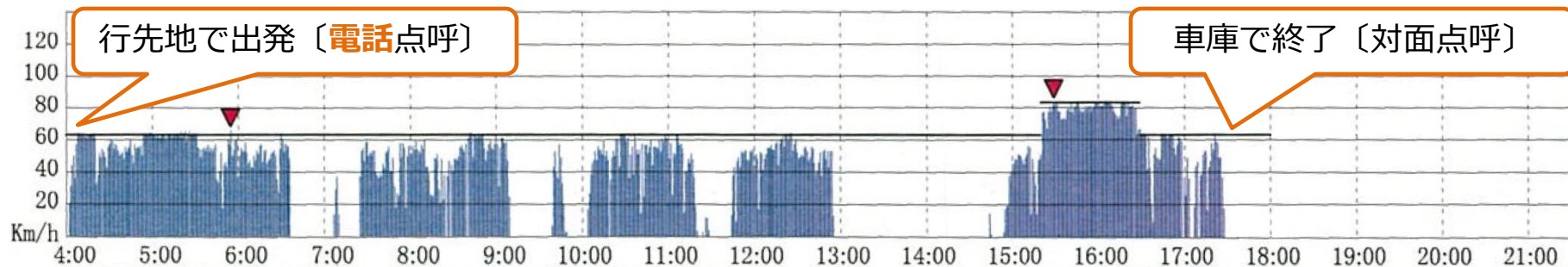
● 1日目



● 2日目



● 3日目



中間点呼の点呼記録簿への記載例

16

点 呼 記 録										令和 〇〇年 6 月 1 日 (○) 天候 晴れ										運行管理者 山本 昭伸		運行管理補助者 田口 静夫	
検知器の機能の状況 (良・否)					運行管理者はアルコール検知器を「常時有効に保持する」義務があり定期的に機能が正常かチェックすることを求められる。										1 日 目								
注 意 ・ 指 示 事 項 山間部走行時は、路面の凍結に十分注意し、速度を抑えて運転すること					乗務前点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項 (服装・携行品の有無等) ※注					中間点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病・疲労・睡眠不足等の状況					乗務後点呼報告確認事項 ①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項 (積載物の異常の有無・鍵の返納等) ※注								
車 番	氏 名	乗 務 前 点 呼						中 間 点 呼						乗 務 後 点 呼						備 考			
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①	確認事項②	確認事項③	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①	確認事項②	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項①	報告確認事項②		報告確認事項③	交代運転者に対する通知	点呼執行者印
1 2 3	福谷 良夫	10:24	対面	有・無	無	無	良	良	山本														
〃	〃	23:33	対面 (TEL)	有・無	無	無	良	良	田口	6/2 2:38	対面 (TEL)	有・無	無	無	田口	6/2 4:57	対面 (TEL)	有・無	無	無	良		田口
			対面	有・無							対面	有・無					有	中間点呼が必要な運行に 対する点呼記録の記載例					
			対面	有・無							対面	有・無					有						
点 呼 記 録										令和 〇〇年 6 月 2 日 (○) 天候 曇り										運行管理者 山本 昭伸		運行管理補助者 田口 静夫	
検知器の機能の状況 (良・否)					運行管理者はアルコール検知器を「常時有効に保持する」義務があり定期的に機能が正常かチェックすることを求められる。										2 日 目								
注 意 ・ 指 示 事 項 山間部走行時は、路面の凍結に十分注意し、速度を抑えて運転すること					乗務前点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項 (服装・携行品の有無等) ※注					中間点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病・疲労・睡眠不足等の状況					乗務後点呼報告確認事項 ①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項 (積載物の異常の有無・鍵の返納等) ※注								
車 番	氏 名	乗 務 前 点 呼						中 間 点 呼						乗 務 後 点 呼						備 考			
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①	確認事項②	確認事項③	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①	確認事項②	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項①	報告確認事項②		報告確認事項③	交代運転者に対する通知	点呼執行者印
1 2 3	福谷 良夫	10:58	対面 (TEL)	有・無	無	無	良	良	山本														
			対面	有・無							対面	有・無					有						山本

● 運行指示書とは？

乗務前点呼・乗務後点呼の両方が**いずれも対面で行うことができない乗務を含む運行ごとに作成**し、運転者に対して適切な指示を行い、及びこれを**当該運転者に携行**させなければならないもの。

● 下記項目を漏れなく記載〔1年間保存〕

- ① 運行の開始及び終了の地点及び日時
- ② 乗務員の氏名
- ③ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ④ 運行に際して注意を要する箇所の位置
- ⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間
(休憩がある場合に限る)
- ⑥ 乗務員の運転又は業務の交替の地点
(運転又は業務の交替がある場合に限る)
- ⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項

1. 運行指示書を**2部**(正副)作成
2. 運転者に正本を渡す
(副本は営業所で管理)
3. 運行終了後、正本を**運転者から回収**
4. 正副ともに運行終了から**1年間保存**

◆主な根拠法令◆

- ・輸送安全規則 第9条の3
- ・解釈及び運用について 第9条の3

● 運行途中に内容変更が生じたら？

運行管理者：運行指示書の写しに変更内容を記載し

電話その他の方法により、変更内容について適切な指示を行う

運 転 者：携行している**運行指示書に変更内容を記載**

● 運行指示書が不要な運行途中、指示書が必要な運行に変更になったら？

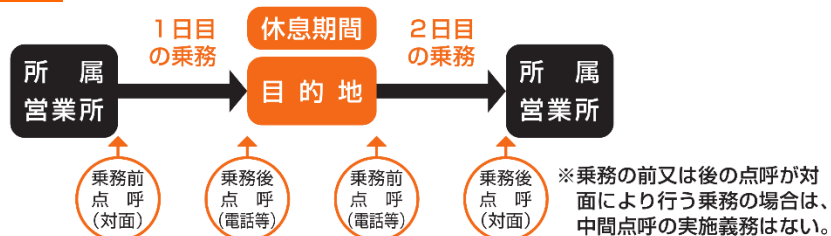
例) 日帰りや1泊2日運行の予定が、運行途中に2泊3日以上 of 運行に変更

(分割休息を伴う1泊2日運行も含む)

運行管理者：運行指示書を作成し、電話その他の方法により適切な指示を行う

運 転 者：指示を受けた内容について、**運転日報に記載**

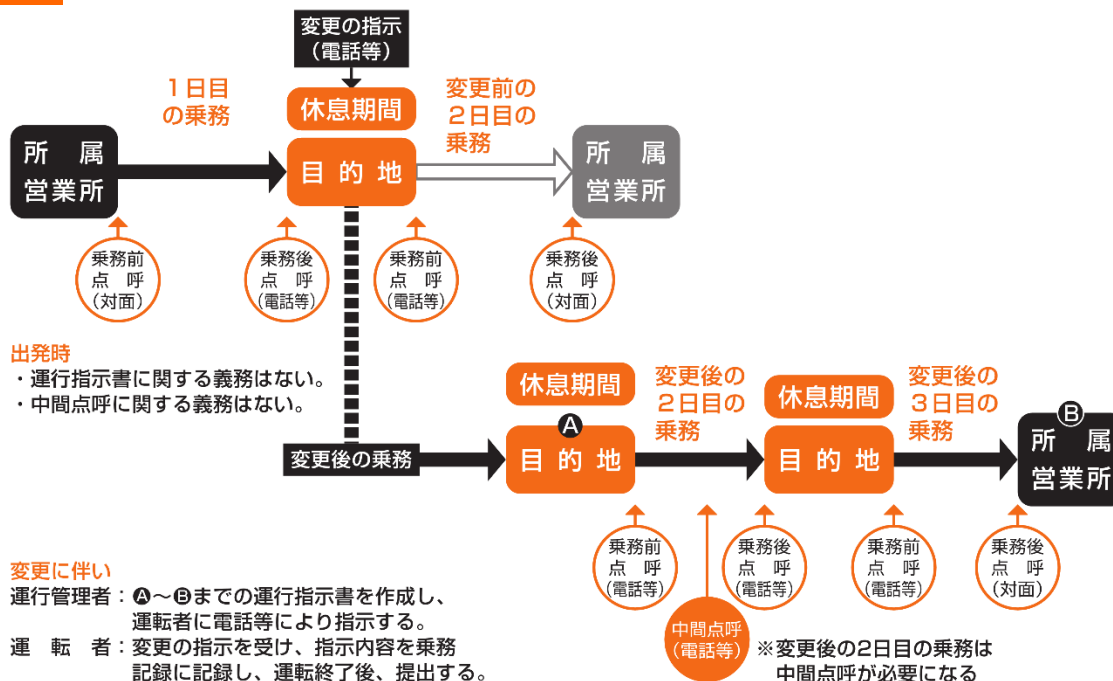
A 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行



出発時

- ・ 運行指示書に関する義務はない。
- ・ 中間点呼に関する義務はない。

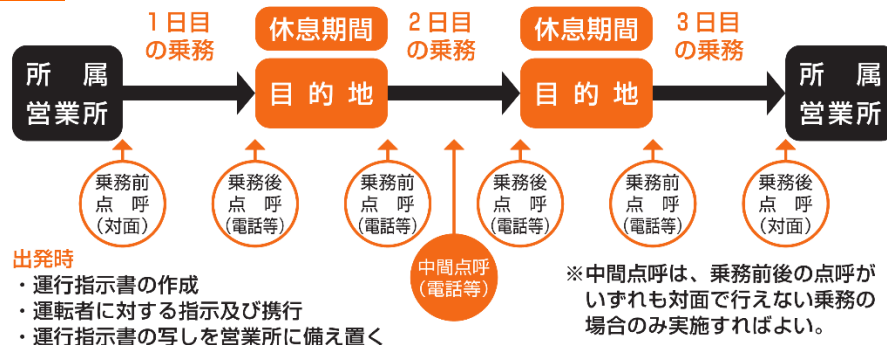
B 出発時上記Aの運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



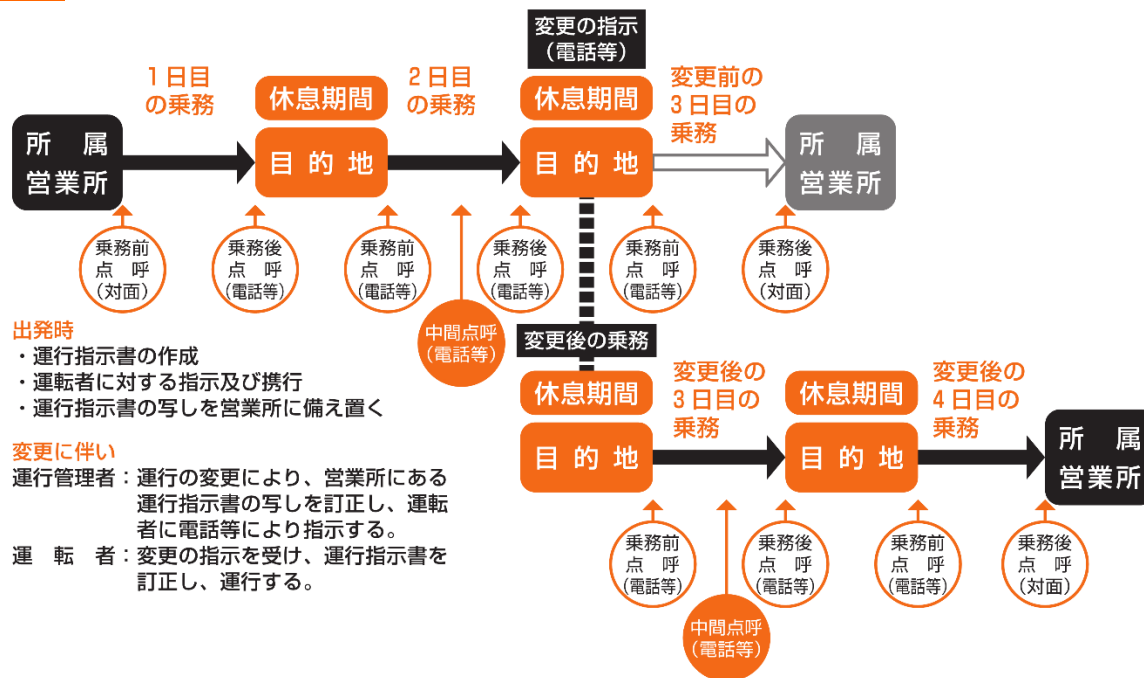
変更に伴い

- 運行管理者：④～⑤までの運行指示書を作成し、運転者に電話等により指示する。
- 運 転 者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運転終了後、提出する。

C 中間点呼及び運行指示書の必要な運行



D 出発時Cの運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



表面

運 転 日 報

太枠内は法定記載事項であり、必ず記載すること。

ただし、大型車以外は、@記号の欄のみ記載すればよい。

（大型車とは、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の車両をいう。）

以下の各項目について、タコグラフにその旨を記入した場合は、日報への記入は省略できる

社長	統括運行管理者	運行管理者	補助者
印	印	印	印

令和 年 月 日 ()	運転者氏名 @	車両番号 @	最大積載量	kg
	日 時 @	場 所 @	走行距離計	
乗務開始(出庫) @	:		乗務開始時 (出庫時)	km
乗務終了(入庫) @	:		乗務終了時 (入庫時)	km
乗務(稼働)時間			総走行距離 @	km
	時 間 @	場 所 (注) @		
	:	~	:	
	:	~	:	
	:	~	:	

(注) 休憩仮眠場所は、市区町村(有料道路はP/A・S/A)名を記入

● 下記項目を漏れなく記録

〔1年間保存〕

- ① 運転者の氏名 ② 乗務した自動車の登録番号その他自動車を識別できる表示
- ③ 乗務の開始、終了の地点及び日時、経過地点及び乗務距離 ④ 運転者交替の地点及び日時
- ⑤ 休憩、睡眠の地点及び日時
- ⑥ 車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上の普通自動車に乗務した場合は貨物の積載状況
- ⑦ **荷待ち時間等に関する内容**〔車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上の普通自動車に乗務した場合〕
- ⑧ **荷役作業等に関する内容**〔車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上の普通自動車に乗務した場合〕
- ⑨ 事故又は著しい遅延その他の異常な事態が発生した場合、その概要及び原因
- ⑩ 運行途中に運行指示書の新たな作成が必要な運行に変更となった場合、その指示内容

◆主な根拠法令◆

- ・輸送安全規則 第8条 ・解釈及び運用について 第8条

乗務記録（運転日報）〔記載例〕

表面

運転日報

太枠内は法定記載事項であり、必ず記載すること。
ただし、大型車以外は、@記号の欄のみ記載すればよい。
(大型車とは、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の車両をいう。)

以下 の各項目について、タコグラフにその旨を記入した場合は、日報への記入は省略できる

解説用

社長
統括運行管理者
運行管理者
補助者

令和 年 月 日 ()

運転者氏名@

車両番号@

名古屋110あ1234

最大積載量

10000 kg

乗務開始(出庫)@

07 : 30

営業所

乗務終了(入庫)@

22 : 25

営業所

乗務(稼働)時間

14 : 55

走行距離計

乗務開始時(出庫時)

乗務終了時(入庫時)

総走行距離@

523 km

時間@

12 : 30 ~ 13 : 30

場所(注)@

◆◆PA

休憩

偏荷重や荷の落下防止措置の確認結果を記入(レ点でよい)

重量に代えて個数・パレット数・ボックス数等でもよい

◆欄については、到着日時が指定されていない時、記載を省略して良い。

経過地点、集貨地点等@

管理番号

地域名、荷主名

荷積・荷卸の別

輸送品名

貨物の積載状況

積載数量

積付け状況

到着時点の走行キロ

◆到着指定日時

◆到着日時

◆出発日時

運転者の荷役作業の有無

備考

1. ○○工場

積・卸

xxxx

9t

✓

09 : 00

8 : 45

11 : 30

有・無

2. ●●物流センター

積・卸

空車

□

16 : 00

15 : 45

17 : 50

有・無

3.

積・卸

□

有・無

4.

積・卸

□

有・無

5.

積・卸

□

無

6.

積・卸

□

有・無

貨物の積載状況については、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の車両の場合に記載すること。

到着指定時刻がある場合、この項目及び次の頁(様式裏面)の項目について記載する。

(注) 到着時間指定があり待機が発生した場合、または、運転者が荷役作業を行った場合には、裏面も記載のこと。

運転の交代@

日時@

場所@

遅延等異常状態の発生概要と原因@

燃料給油量(%)

運行指示内容@

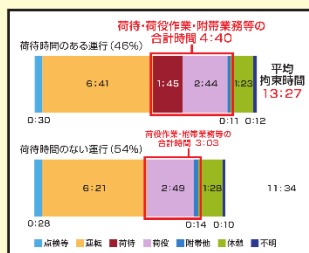
運行途中に「運行指示書」が必要な運行に変更になった場合、次の内容をここに記入
① 経路と主な経過地の発着日時 ② 休憩時間と地点 ③ その他必要な事項

1年保存

令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



出典：「トラック輸送状況の実際の調査結果」
(国土交通省：平成27年調査)

※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。
また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。



積み込み

取卸し

荷造り・仕分・棚入れ等

ドライバーが荷役作業や
附帯業務を行った場合は、
その旨を記録することになります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷役時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの均束時間に関する基準を超過する状況を引き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが**車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合**に、集荷地点等で積み込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷役については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実施を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。

● 令和元年6月15日より施行

- ・ 車両総重量 **8 t** 以上又は**最大積載量 5 t** 以上の車両に乗務した場合に記録

● 運転者が集荷地点等で荷役作業等を行った場合、下記の内容を記録

- ① 集荷地点等
- ② 荷役作業等の開始及び終了の日時
- ③ 荷役作業等の内容
- ④ ①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合は、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合は、その旨

※ 契約書に実施した作業等のすべてが明記されている場合、所要時間が**1時間未満**であれば記録は不要

● 荷役作業等の内容とは？

- ・ 積み込み、取卸し等の荷役作業
- ・ 荷造り、仕分、横持ち、縦持ち、棚入れラベル貼り、はい作業等の付帯業務

荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う乗務記録付票[記載例]

※荷待については、平成 29 年 7 月に既に記載対象となっています。

発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合

パターン例 (サンプル A)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻	
	(荷主都合の待機: 20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り)	→20 分
	(荷主都合の待機: 20分)	
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30 分
10:30 ~ 11:30	積み込み	→60 分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外

パターン例 (サンプル B)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻	
	(荷主都合の待機: 40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し	→20 分
	(荷主都合の待機: 20分)	
17:20 ~ 17:50	附帯業務(棚入れ)	→30 分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社〇〇 車両番号: 〇 〇 〇 〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 積持ち 7. 配持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()		△△ △△	契約書に荷役作業等の内容の 全てが明記されている場合 合計時間が1時間以上となる場合 は乗務記録への記載が必要です	

※別途デジコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本

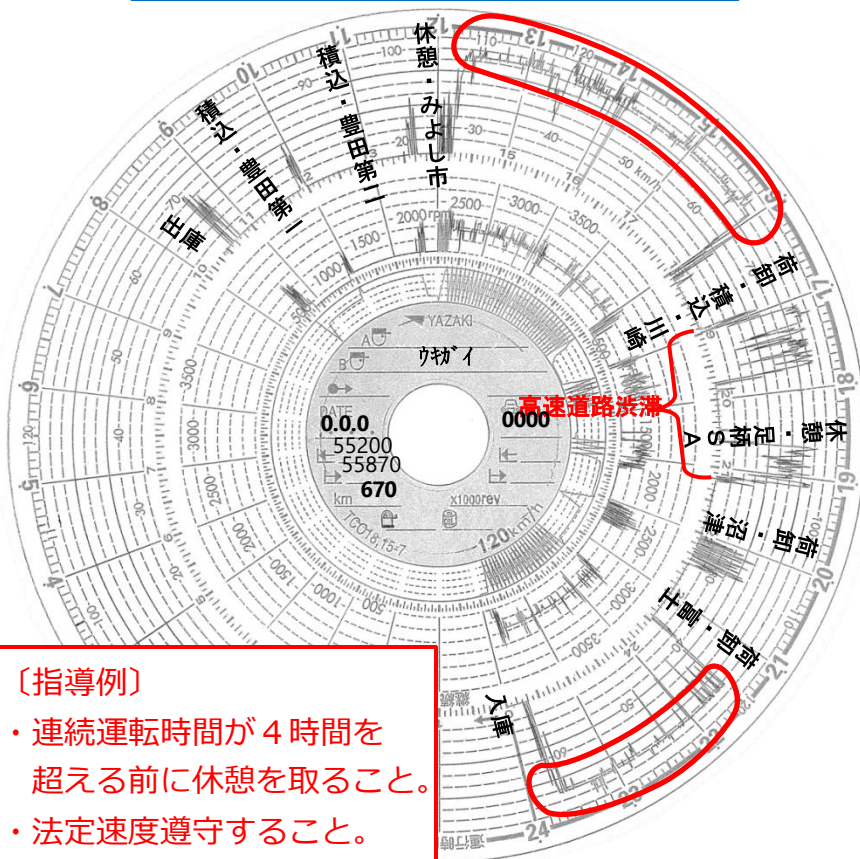
荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名: 株式会社●● 車両番号: ● ● ● ●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 積み込み(手荷役・機械荷役) 2. 取卸し(手荷役・機械荷役) 3. 荷造り 4. 仕分 5. 検収・検品 6. 積持ち 7. 配持ち 8. 棚入れ 9. ラベル貼り 10. はい作業 11. その他()			荷主側の確認が 得られなかった場合や、 担当者が不在の場合は、該当する 欄に「✓」を記載して ください	

※別途デジコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。
※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

違反事項が認められた場合、
管理者の確認時に指導教育し
適切に管理活用を図る



〔指導例〕

- ・ 連続運転時間が4時間を超える前に休憩をとること。
- ・ 法定速度遵守すること。
- ・ 速度にムラのない運転に心がけること。

● 記録義務車両

- ・ 車両総重量 **7 t** 以上
又は**最大積載量 4 t** 以上の普通自動車

● 運転者の乗務について下記項目を記録

〔1年間保存〕

- ・ 事業用自動車の
瞬間速度、運行距離及び運行時間

● 乗務記録（運転日報）に記録すべき事項について、運行記録計への記録も可能

＊ただし、運行記録計によって記録された事項以外の事項は漏れなく付記すること。

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 輸送安全規則 第9条
- ・ 道路運送車両の保安基準 第48条の2
- ・ 道路交通法 第63条の2

株式会社
営業所

運行日報

P01 [2.1.0.0000C]
出力日 14/08/29

営業所所長 統括管理者 運行管理者
堀田

日報番号 14009900009999
運行日 2014/08/28 (木)
天候

乗務員 10990099
車両 00100555 名古屋100か0000
車種 トラック

出庫メータ 328,488.06
入庫メータ 329,062.29
走行距離 574.23

出庫日時 2014/08/28 03:29
入庫日時 2014/08/28 18:13
稼動時間 14:44
停止時間 3:31

走行時間 11:12
アイドル時間 0:00
停止時間 3:31

安全 経済 総合 燃費 CO2
A 100.0 A 100.0 A 100.0 - -

実車/空車距離 541.54/ 32.69 一般/高速/専用道距離 82.30/ 491.93/ 0.00

No.	作業	住所・集配先	着日時	発日時	作業時間	走行時間	アイドル時間	所要時間	走行距離	品名	数量	積載状況	出社日時	退社日時
1	出庫	車庫		28/03:29		0:00	0:00	0:00					28/03:29	28/18:13
2	荷卸	市 区 町	28/05:59	28/06:20	0:21	2:51	0:00	2:29	153.68	製品	10,796			14:44
3	休憩	市 区 町	28/06:27	28/07:42	1:15	0:07	0:00	0:06	4.99			○	1:10	0:43
4	荷積	市 区 町	28/08:08	28/08:22	0:13	0:40	0:00	0:26	12.83				0:05	0:01
5	荷卸	市	28/10:25	28/10:46	0:21	2:24	0:00	2:02	129.60				3:13	0:00
6	待機	市	28/10:49	28/10:54	0:05	0:07	0:00	0:02	0.62				0:00	0:00
7	荷卸	市	28/10:58	28/10:58	0:00	0:04	0:00	0:04	0.91		13,250		0:00	0:00
8	休憩	市	28/11:15	28/11:49	0:34	0:19	0:00	0:16	5.65				0:00	0:00
9	休憩	市	28/11:56	28/13:05	1:09	0:07	0:00	0:06	2.50				0:00	0:00
10	荷積	市	28/13:19	28/14:15	0:56	0:43	0:00	0:13	5.72	製品		○	0:00	0:00
11	休憩	一宮市 町	28/17:36	28/17:49	0:13	3:23	0:00	3:20	247.11				2	3
12	入庫		28/18:13			0:24	0:00	0:24	10.62				数量計 24,046 重量計 0.000 t	

乗務記録に記録すべき事項が
漏れなく記録されているか

時間帯 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 0 1 2

120 km/h
100 km/h
80 km/h
60 km/h
40 km/h
20 km/h
停止
アイドリング
高速
実車
荷積
荷卸
待機
休憩・休息
他作業
点検
速度オーバー
回転オーバー
2,000 rpm
1,000 rpm

給油量
インタンク 0.000 L
外部給油 0.000 L
(距離)
合計 0.000 L
給油料
現金 0 0 回
ETC 3 回
法人カード 0 0 回
合計 3 回
入口IC
出口IC
金額
精算日時
28/05:29
28/10:06
28/17:35

事故歴の把握

P.28

「**無事故無違反証明書**」

又は「**運転記録証明書**」等を取得し把握する

＊口頭確認では不可！

雇入れ時健康診断

P.29

健康診断の受診結果を提出させる

＊雇入れ前3か月以内の受診結果でも可

適性診断の受診

P.30

初めての乗務までに受診

（「初任診断」「適齢診断」「特定診断」）

特別な指導監督 の実施

P.33

初めての乗務までに実施

＊座学及び実車指導：**15時間**以上

添乗指導：**20時間**以上

● 雇入れ時に**必ず取得**！

「**無事故無違反証明書**」又は
「**運転記録証明書**」等により、

過去3年間の事故歴を初めての乗務までに把握

取得方法は…

自動車安全運転センター
で検索



愛知県事務所は
運転免許試験場内（名古屋市天白区）にあります

◆主な根拠法令◆

- ・ 解釈及び運用について 第10条
- ・ 運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第1366号) 第2章5

整理番号		2000123456 P789-0	
福谷 太郎 様			
運転記録証明書			
申請者	氏 名	福谷 太郎	
	生 年 月 日	昭和 56 年 7 月 8 日生	
	免許証番号	5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
証明事項	行政処分の前歴	1 回	累積点数
	年 月 日	内 容	点 数
	平成〇年〇月〇日	携帯電話使用等	2点
		備 考	

平成〇年4月4日 現在の過去3年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。
平成〇年4月4日

自動車安全運転センター
愛知県事務所

様式第5号(第51条関係)(1)

健康診断個人票(雇入れ時)

氏 名		生 年 月 日		健 診 年 月 日		年 月 日	
性 別		男 ・ 女		年 齢		歳	
業 務 歴		血 圧 (mmHg)		貧 血 検 査		血 色 素 量 (g / d l)	
既 往 歴		肝 機 能 検 査		赤 血 球 数 (万 / mm ³)		G O T (IU / l)	
自 覚 症 状		血 中 脂 質 検 査		G P T (IU / l)		γ - G T P (IU / l)	
他 覚 症 状		LDLコレステロール (mg / d l)		HDLコレステロール (mg / d l)		トリグリセライド (mg / d l)	
身 長 (cm)		血 糖 検 査 (mg / d l)		尿 検 査		糖	
体 重 (kg)		心 電 図 検 査		たん 蛋 白		～ + ++ +++	
B M I		そ の 他 の 法 定 検 査		そ の 他 の 検 査		医 師 の 診 断	
腹 囲 (cm)		視 力		右		()	
左		左		()		そ の 他 の 検 査	
聴 力		右 1000Hz		1 所見なし 2 所見あり		4000Hz	
左 1000Hz		1 所見なし 2 所見あり		4000Hz		1 所見なし 2 所見あり	
胸部エックス線検査		直 接 間 接 撮 影 年 月 日		健康診断を実施した医師の氏名 ㊦		医 師 の 意 見	
フ ィ ル ム 番 号		No.		意見を書いた医師の氏名 ㊦		歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断	
備 考		歯 科 医 師 による健康診断を実施した歯科医師の氏名 ㊦		歯 科 医 師 の 意 見		意見を書いた歯科医師の氏名 ㊦	

備 考

- 労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入れ時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第4項の健康診断を行ったときに用いること。
- BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体 重 (kg)}}{\text{身 長 (m)}^2}$$
- 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

● 雇入れ時に必ず受診！

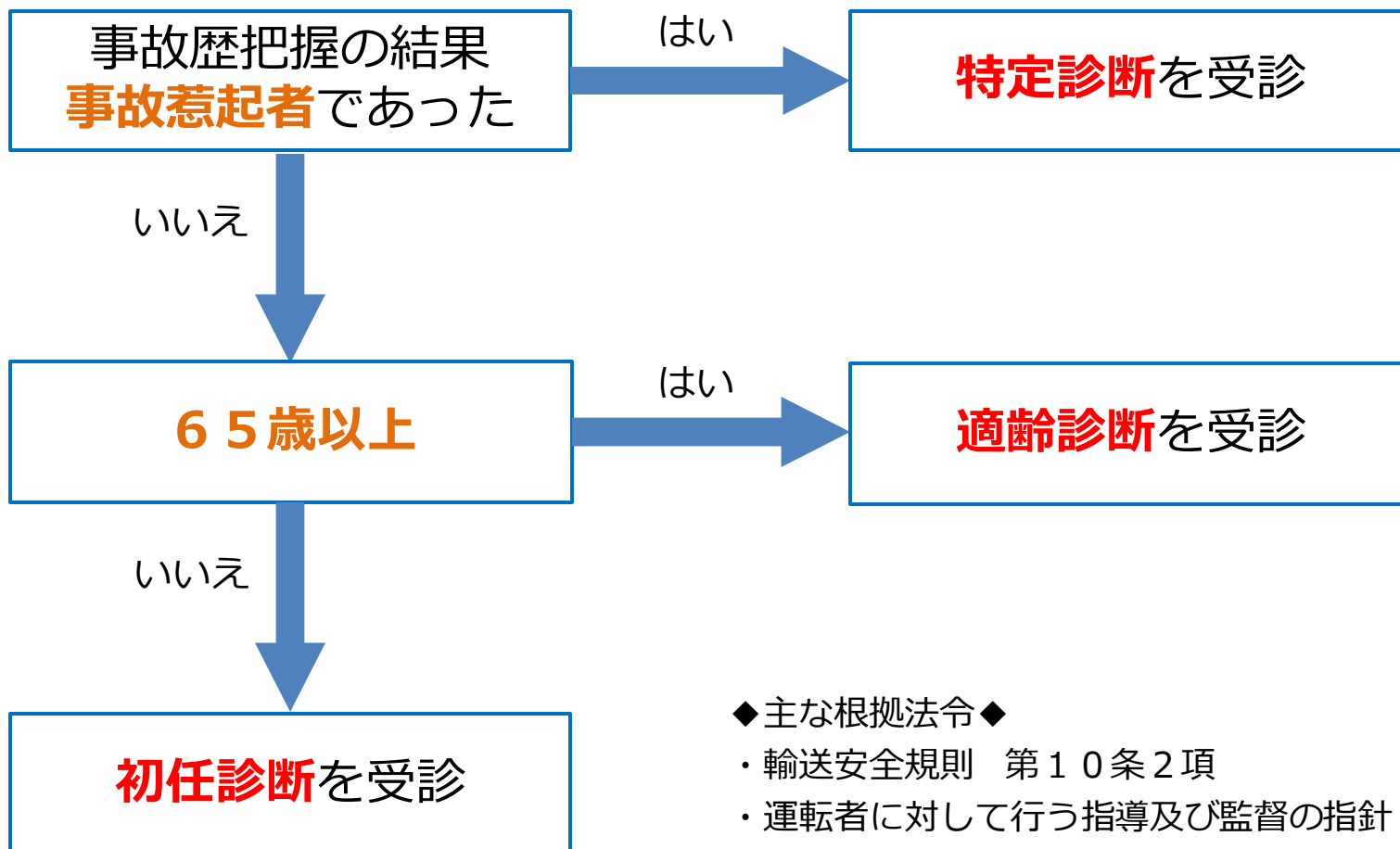
- ① 既往症及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

* 雇入れ前 3 か月以内の受診結果でも可

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 労働安全衛生規則 第 4 3 条

● 雇入れた運転者はどの診断に該当？



◆主な根拠法令◆

- ・輸送安全規則 第10条2項
- ・運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第1366号) 第2章4

初任診断

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において**初めてトラックに乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者**。

適齢診断

適齢診断 を **65才に達した日以後1年以内**（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に**1回受診**させ、**その後3年以内ごとに1回受診**させる。

特定診断

- 特定診断Ⅰ
 - ① **死亡**又は**重傷事故**を起こし、かつ、
当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者
 - ② **軽傷事故**を起こし、かつ、
当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者
- 特定診断Ⅱ
死亡又は**重傷事故**を起こし、かつ、
当該事故前の1年間に事故を起こした者



人秘

平成 00 年 4 月 15 日
名古屋-0000
2038:5010190000

適 性 診 断 票

(初任診断)
(指導要領添付)

(株)愛知みよしロジスティクス
ウキガイ タロウ 殿



独立行政法人
自動車事故対策機構

平成 00 年 4 月 15 日にウキガイ タロウ 殿が受診なさった「初任診断」の結果は次のとおりです。安全運転のためにご活用ください。

[1] 総合所見

(1) 運転傾向

○ 良い点が認められた項目

- 判断・動作のタイミング (99 点)
- 動作の正確さ (97 点)
- 注意の配分 (81 点)

● 運転時に注意していただきたい点

- 急加速、急減速を少なくして、エコ運転を心がけましょう (31 点)

[2] 運転傾向についての診断結果



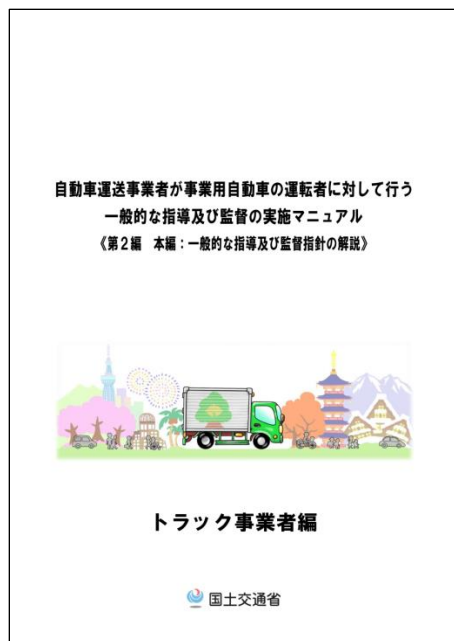
グラフの見方：円の外側へいくほど状態が良好です。着色された項目については特に注意が必要です。

適性診断の結果判明した**運転者の運転行動の特性**を踏まえ、運転者と話し合いをしつつきめ細やかな指導を実施することが必要。

- 初任運転者
事業用自動車の安全な運転に関する**自らの技能**及び**知識**の度を把握させる
- 高齢運転者
加齢に伴う身体機能の変化を自覚させる
- 事故惹起運転者
交通事故を引き起こした**運転行動上の要因**を自ら考える

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 輸送安全規則 第 10 条 2 項
- ・ 運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第 1366 号) 第 2 章 3



一般的な指導及び監督内容
1 2 項目を全て実施
(座学及び一部実車を用いた指導)

1 5 時間以上

**実際に事業用自動車を運転させ
安全な運転方法を指導**

2 0 時間以上

※当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に**乗務する前3年間に**
他の一般貨物自動車運送事業者等によって**運転者として常時選任されたことがある者**を除く。

● 記録とともに資料も保存！

(3年間保存)

【3年間保存】

(公社)全日本トラック協会 参考形式

「貨物自動車運送事業法が事業用自動車の運転者
に課せられている運転免許取得の義務」(平成27年国土
交通省告示第1366号)「平成29年3月改正」

指導終了確認欄 年 月 日

初任運転者教育指導記録簿

1. 運転者氏名																	
2. 所属営業所																	
3. 採用年月日	年 月 日																
4. 雇入時運転免許受領年月日	年 月 日																
5. 運転免許(種別)受領年月日	年 月 日																
6. 運転者選任年月日	年 月 日																
7. 生年月日(選任時年齢)	年 月 日 (歳)																
8. 運転免許の種類	普通(現行)・5トン限定中型・準中型・5トン限定中型・中型・大型・けん引・()																
9. 運転免許の取得年月日	運転免許: 普通・準中型 年 月 日 最上級免許: () 年 月 日																
10. その他の資格	フォークリフト技能講習修了・玉掛け・はい作業・小型移動式クレーン・()																
11. 指導時間の内訳	<table border="1"> <tr> <th>指導事項</th> <th>時間</th> <th>分</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>(1) 実学指導・実車指導</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 外部研修施設で受講した実学講習</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	指導事項	時間	分	合計	(1) 実学指導・実車指導				(2) 外部研修施設で受講した実学講習				合 計			
指導事項	時間	分	合計														
(1) 実学指導・実車指導																	
(2) 外部研修施設で受講した実学講習																	
合 計																	
12. 運転者の署名	年 月 日																

＜安全運転の実践指導に際しての留意事項＞

(1) 市道直路、坂道、陥路、及び市街地等実際に走行する可能性のある経路において、道路、交通、時間帯及び気候を踏まえて指導すること。

(2) 指導を20時間以上実施しても、安全な運転を行えるかと判断できない場合は、安全を確認できるまで継続して指導を行うこと。

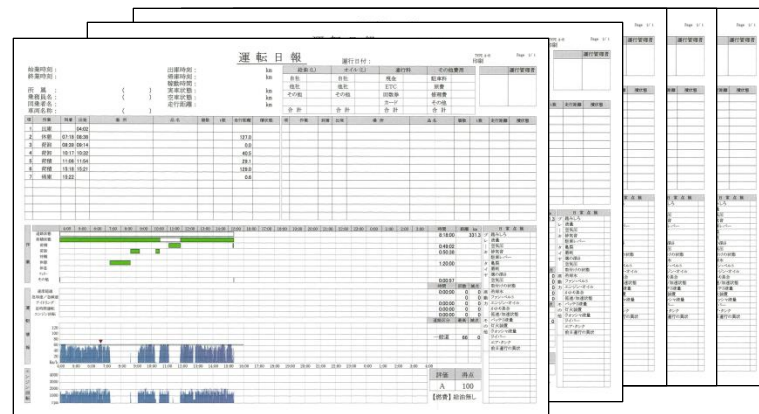
指導記録簿

◆主な根拠法令◆

- ・ 輸送安全規則 第10条2項
- ・ 解釈及び運用について 第10条
- ・ 運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第1366号) 第2章2, 3



指導及び監督の指針に基づく資料



運転日報・チャート紙

● 高齢運転者に対する特別な指導

適性診断の結果を踏まえ、**加齢に伴う身体機能の変化**の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について**運転者が自ら考えるよう**指導する。

● 事故惹起運転者に対する特別な指導

下記の内容を実施

- ① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等
- ② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因
並びにこれらへの対処方法
- ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤ 危険の予測及び回避
- ⑥ 安全運転の実技

①～⑤について
合計6時間以上実施

⑥について
可能な限り実施することが望ましい

◆主な根拠法令◆

- ・輸送安全規則 第10条2項
- ・解釈及び運用について 第10条
- ・運転者に対して行う指導及び監督の指針
(国土交通省告示第1366号) 第2章2, 3

● 下記の項目を記載して管理

- ① 自動車登録番号 ② 初度登録年月 ③ 形式 ④ 車名 ⑤ 車台番号 ⑥ 自動車の種別
- ⑦ 最大積載量 ⑧ 車両総重量 ⑨ 自動車検査証の有効期間
- ⑩ Nox・PM法使用車種規制に係る事項 ⑪ 基準緩和車両に係る事項及び配属営業所
- ⑫ 自賠責保険にかかる事項



最新の自動車検査証（車検証）の写しに
自賠責保険の写しを添えて
保管・管理することでもよい



● 定期点検整備実施計画等を作成し、状況を適切に管理

定期点検整備計画・実施表

○○ 年度

(年 月末時点)

No	車 番 (登録番号)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	名古屋 100 あ 1111	予定月	◎ 4日			○			○			○		
		実施日	1日			20日								
2	名古屋 100 い 2222	予定月			◎ 6日			○			○			○
		実施日			3日									
3	名古屋 100 う 3333	予定月		○			◎ 8日			○			○	
		実施日		25日										
4	名古屋 100 え 4444	予定月	○			○			◎ 10日			○		
		実施日		1日		11日								
5	名古屋 100 お 5555	予定月			○			○			◎ 12日			○
		実施日			9日									
6		予定月												
		実施日												
7		予定月												
		実施日												
8		予定月												
		実施日												
9		予定月												
		実施日												
10		予定月												
		実施日												
11		予定月												
		実施日												
12		予定月												
		実施日												

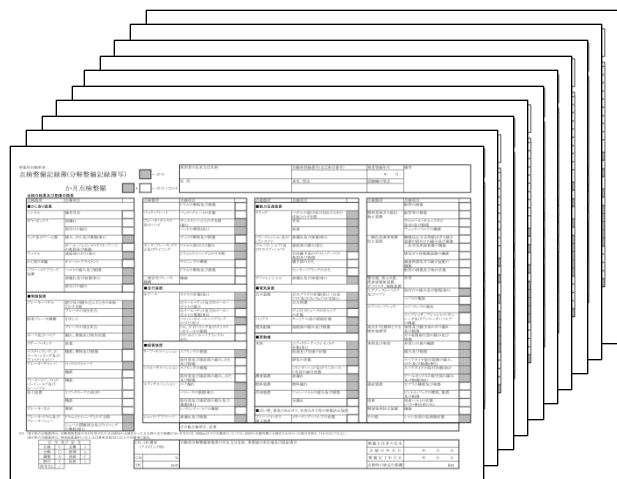
◆主な根拠法令◆

- ・輸送安全規則 第3条の2
- ・道路運送車両法 第47条～第49条

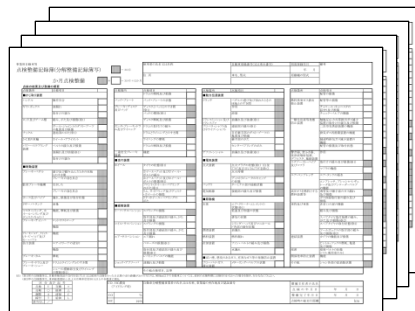
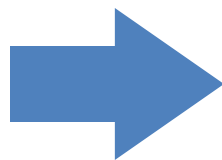
※ 予定月行には12ヶ月点検（車検）は◎印と期日、3ヶ月点検は○印を付し、完了したら実施した日付を記入する

- 点検整備記録簿は車両に備え付け、**写しを営業所に保存**
(記録及び写しは**1年間保存**)

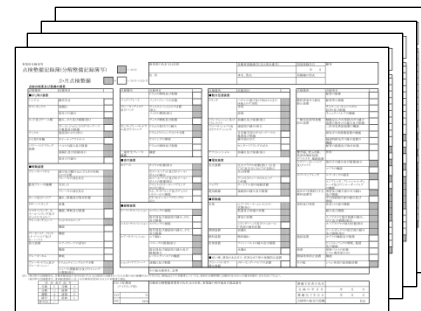
保存方法の例



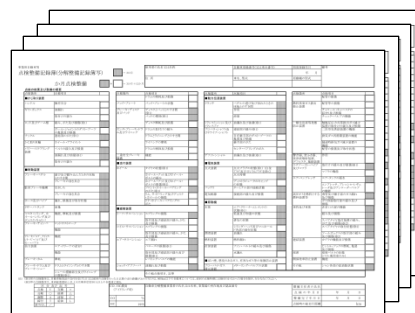
全車両分をまとめて
日付順に保存



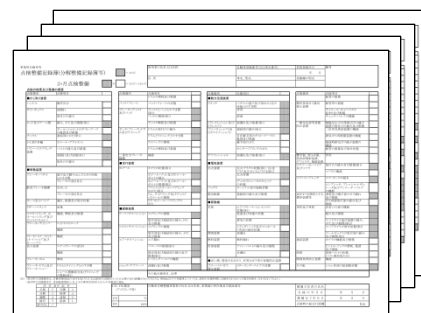
1111号車分



2222号車分



3333号車分



4444号車分

各車両について
確実に1年分保存できているか？
漏れが生じやすい！

保存確認が容易にできる！

日常点検表

登録番号又は車番 _____ 年 月 日

点検実施者(運転者) _____ 整備管理者 _____ (押印にて運行可の決定)

毎日実施する点検				自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行う点検			
順序	点検箇所	点検項目	良・否	順序	点検箇所	点検項目	良・否
運転席で①	ブレーキ・ペダル	踏みしろ		運転席で①	原動機(エンジン)	かかり具合、異音	
		ブレーキのきき				低速、加速の状態	
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)			ウインド・ウォッシャ	噴射状態	
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合			ワイパー	拭き取りの状態	
エンジンで②	◎ブレーキ・バルブ	排気音		エンジン・ルームで②	ウインド・ウォッシャ・タンク	液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量			バッテリー	液量	
					ラジエータなどの冷却装置	水量	
	車の周りで③	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷			潤滑装置	エンジン・オイルの量
タイヤ		空気圧		ファン・ベルト	張り具合、損傷		
		亀裂、損傷		タイヤ	溝の深さ		
		異常な摩耗		◎ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングの隙間		
		※取付け状態		◎ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		
◎エア・タンク		タンク内の凝水		◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検			

運行中の異常箇所(前日又は前回)	※印は、車両総重量8トン以上が対象
異常箇所の措置	点検の順序

2007.4.1

● 毎日実施する点検〔左側〕

1日1回、運行の開始前に必ず実施

● 適切な時期に行う点検〔右側〕

概ね**1週間から10日に1回**

点検することが望ましい

● 冬用タイヤ溝の深さの点検〔右側〕

冬用タイヤ装着車両はメーカー推奨の使用限度まで摩耗していないかの点検を必ず実施

〔1年間保存〕

◆ 主な根拠法令 ◆

・ 道路運送車両法 第47条の2

- 被けん引車（トレーラー）も1日1回、運行の開始前に必ず実施！

被けん引車 日常点検表

年 月

車番(登録番号)

[illegible]

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年1月26日
自動車局整備課
自動車局安全政策課

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

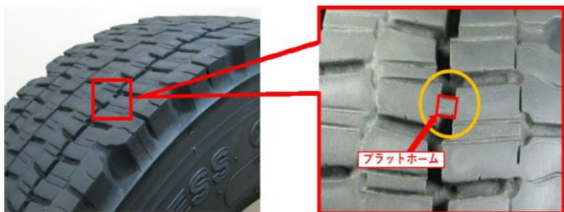
～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事象が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度*よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・乗合バス・貸切バスについて、上記（1）と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



● 冬用タイヤの点検

冬用タイヤ装着車両はメーカー推奨の使用限度まで摩耗していないかの点検を実施し記録。

〔記載例〕

「**プラットホーム露出なし**」等、冬用タイヤ（溝の深さ）の点検を行ったことがわかるように明記する。

自動車 の 走行 距離 や 運行 時 の 状 態 か ら	① 運 転 席 で	エンジン	かかり具合・異音 低速・加速の状態
		ウインドウウォッシャー	液量と噴射状態
		ワイパー	拭き取りの状態
	② 車 の 周 り で	バッテリー	液量
		タイヤ	溝の深さ ★冬用のプラットホームの露出
		ラジエター	水量
		ファンベルト	張り具合・損傷
		潤滑装置	エンジンオイルの量
		◎ブレーキチャンバ	ロッドのストローク
		◎ドラムとライニング	隙間

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

事故の記録

No. _____

令和 年 月 日 作成

乗務員の氏名			
自動車登録番号 (または当該自動車を識別できる表示)		事故の当事者 (乗務員を除く)の氏名	
発生日時と天候	令和 年 月 日 () 時 分 天候		
事故の発生場所			
損害の程度	死者 名 重傷者 名 軽傷者 名 物的損害 万円 車両の損害 万円(大破・中破・小破)		
発生概要			
現場の見取図(注)			
事故の原因			
再発防止対策			

注:「現場の見取図」のみは、法的必須項目でない。

3年保存

● 下記の項目を漏れなく記入

(3年間保存)

- ① 乗務員の氏名
- ② 登録番号その他自動車を識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者(乗務員を除く)の氏名
- ⑥ 事故の概要(損害の程度を含む)
- ⑦ **事故の原因**
- ⑧ **再発防止対策**

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 輸送安全規則 第9条の2

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

①-(1) 転覆事故

自動車は道路上において35度以上傾斜したとき



①-(2) 転落事故

自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき



② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの



③ 死傷事故

死者又は重傷者を生じたもの（14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害）



①-(3) 火災事故

自動車又は積載物が火災を起こしたとき



①-(4) 接触事故

鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの



④ 10人以上の負傷者を生じたもの



⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

- 消防法第2条第7項に規定する危険物（塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物質、有機過酸化物質等）
- 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（常用の温度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く）等）
- 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物



⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの



⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの



⑧ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの



⑨ 救護義務違反があったもの



⑩ 車両故障に起因する事故

（自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障により自動車の運行ができなくなったもの）



⑪ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）



⑫ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの



⑬ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの



⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止するために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

● 左記の事故を引き起こした場合、 30日以内に自動車事故報告書を提出

● 下記の事故の場合、速報として 24時間以内にできる限り 速やかに報告

- 2人以上の死者を生じたもの
- 5人以上の重傷者を生じたもの
- 10人以上の負傷者を生じたもの
- 自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し又は漏えいしたもの
- * 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突、若しくは接触したことにより生じたものに限る。
- 酒気帯び運転を伴うもの
- その他国土交通大臣が報告を指示したもの

◆ 主な根拠法令 ◆

- 自動車事故報告規則 第2条～第4条

44

(日本工業規格A列4番)

[illegible]

- 運転者の疾病により運転を継続することができなくなったもの
- 自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障により運行ができなくなったもの

別表2

運転者の健康状態に起因する事故等の調査事項表

1 事業者	(1)氏名又は名称及び住所	3 当該運転者に関する事項	(1)健康診断の受診状況	
	(2)営業所の名称及び住所		(2)要注意事項精密診断の状況	
	(3)事業の種類		(3)加療の状況	
	(4)営業所の運転者数及び車両数		(2)①最近1か月間の勤務状況 ②乗務調整等勤務上の配慮の状況	
2 事故等の概要	(1)発生年月日	3 当日の点呼執行者及び関係者の所見等	(3)当日の点呼執行者及び関係者の所見等	
	(2)発生場所			
	(3)道路の状況	4 当該事業者所属運転者に係る事項	(1)健康管理の指導状況	
			(2)健康上の要注意者の状況	
			(3)健康上の要注意者に対する管理状況	
			(4)健康上要注意者の勤務における配慮の状況	
	(4)車両	5 当該事業者における健康状態に起因する事故防止対策の現状と今後の改善		
	①登録番号			
	②車名			
	③型式			
	④年式			
	(5)運転者			
②年齢				
③経験年数				
④採用年月日				
(6)事故の状況				
(7)損害	6 当該事業者における同種事故の発生状況（過去3年間）			
(8)推定原因				
(9)事故処理の状況				

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証明の有効期間	年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離	k m	
最近における大規模な改造	内 容	
	施行期日	年 月 日
施行者		
破損又は脱落部品名		
同上部品の名称	前 後	
	左 右	
当該部品を取付てから事故発生までの走行キロ	k m	
当該部品を含む装置の整備及び改造の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
破損又は脱落の状況（略図又は写真）		
当該部品の製作者（不明な場合は販売者）の氏名又は名称及び住所		
疲労又は急進破壊の別		
材質、加工、設計等に対する意見		

＊発生した場合、上記書類を追加し提出

改善基準告示の概要

項 目		改 善 基 準 の 内 容
拘 束 時 間		拘束時間とは、労働時間・休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。 1ヶ月293時間以内 〔労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可〕 1日原則13時間（1日とは始業時からの24時間、以下同じ） 最大16時間（15時間を超える回数は1週2回以内）
	休 息 期 間	休憩期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。 1日継続8時間以上 〔運転者の住所地での休憩時間が、それ以外の場所での休憩期間より長くなるよう努めること。〕
拘束時間・休憩期間の特例	休憩期間の特例	業務の必要上止むを得ない場合に限り、当分のあいだ1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可（一定期間における全勤務回数の1/2回が限度）
	2人乗務の特例	拘束時間は1日20時間以内 〔2人乗務（ベツ付に限る）の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休憩期間は4時間まで短縮できる。〕
	隔日勤務の特例	2暦日21時間以内 2週間で3回までは24時間が可能。（夜間4時間以上の仮眠が必要） ただし、2週間で総拘束時間は126時間以内。 勤務終了後、継続20時間以上の休憩期間が必要。
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船中は休憩期間。 減算後の休憩期間は、2人乗務を除きフェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはならない。
運 転 時 間		2日平均で1日当たり9時間以内 2週平均で1週間当たり44時間以内
連 続 運 転 時 間		4時間以内（運転の中断には1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転離脱が必要）
時 間 外 労 働		1日7時間、2週間52時間、1ヶ月127時間、1年1,170時間以内で労使協定を結ぶ。
休 日 労 働		2週間に1回以内、かつ1ヶ月の拘束時間及び、最大拘束時間の範囲内。
労 働 時 間 の 取 扱		労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの。 事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内。
休 日 の 取 扱		休日は休憩期間に24時間を加算した時間。 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない。
適 用 除 外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については、労働省労働基準局長の定めにより適用除外。
一運行の最大時間		一の運行における最初の勤務開始から最後の勤務終了までの時間（ただし改善基準告示第4条第3項によるフェリー乗船時の休憩期間を除く）は、144時間を越えてはならない。（平成13年国交省告示第1365号）

個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が運転者ならば上記基準の適用対象。（「輸送安全規則の解釈及び運用について」第3条3の改正 平成30年3月30日施行）

● 改善基準告示とは？

自動車運転者について**労働時間等の労働条件の向上を図る**ため、一般労働者とは異なる拘束時間や運転時間、休憩期間等の特別な基準を定めたもの。

● 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間
（労働時間と仮眠を含む休憩時間の合計時間）

● 休憩期間

勤務と次の勤務の間の時間
（睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間）

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
（平成元年労働省告示第7号）

● 拘束時間

原則：13時間以内 最大16時間以内 * 15時間超は1週間に2回以内

● 休息期間

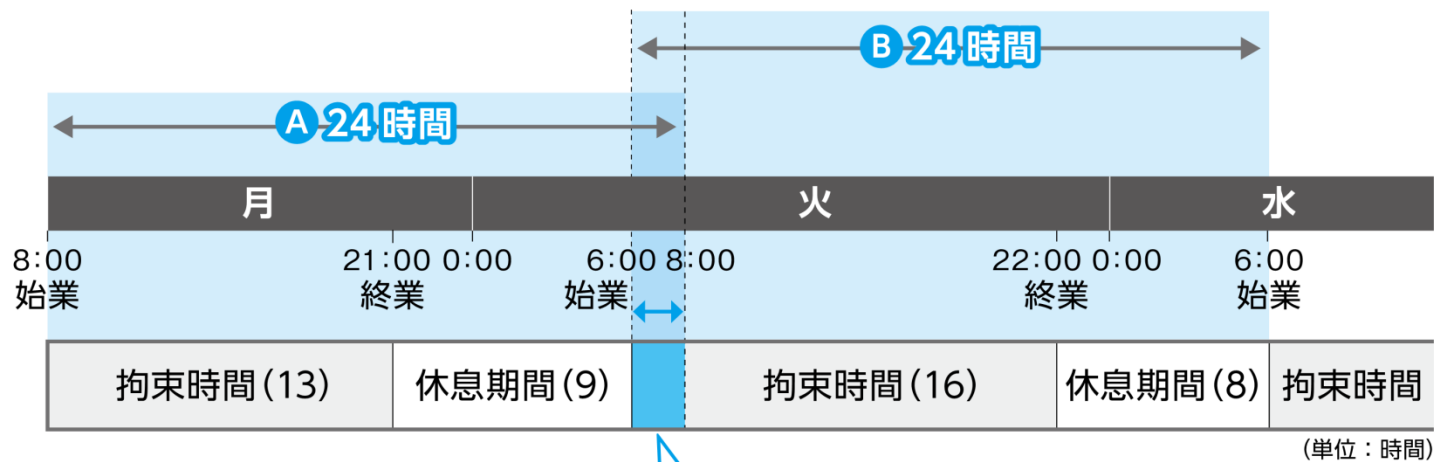
原則：勤務終了後、継続8時間以上



※この場合、翌日の始業時刻が7:00とすると拘束時間が16時間+1時間=17時間となり、改善基準告示違反となりますので注意してください。

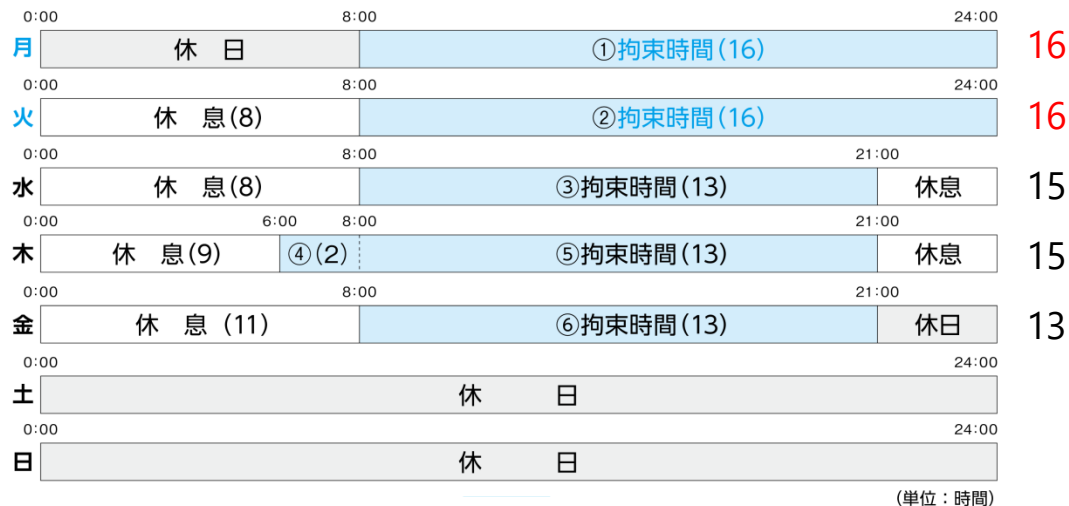
● 1日の拘束時間の確認方法

始業時刻から起算した24時間の中に、拘束時間が何時間あるか



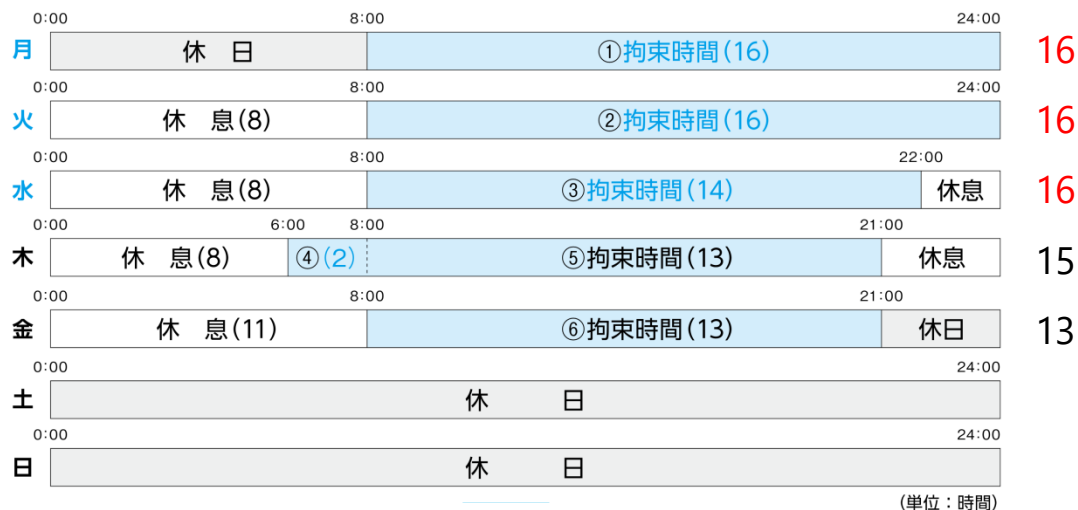
この2時間が、前日(月曜日)の13時間の拘束時間の続きとしてカウントされると同時に、火曜日の6時から始まる拘束時間にもカウントされる(ダブルカウント)。

● 改善基準を満たす例



1週間のうち
1日の拘束時間が15時間を超えている回数は**2回**なので
改善基準を満たす

● 改善基準を満たさない例〔違反〕



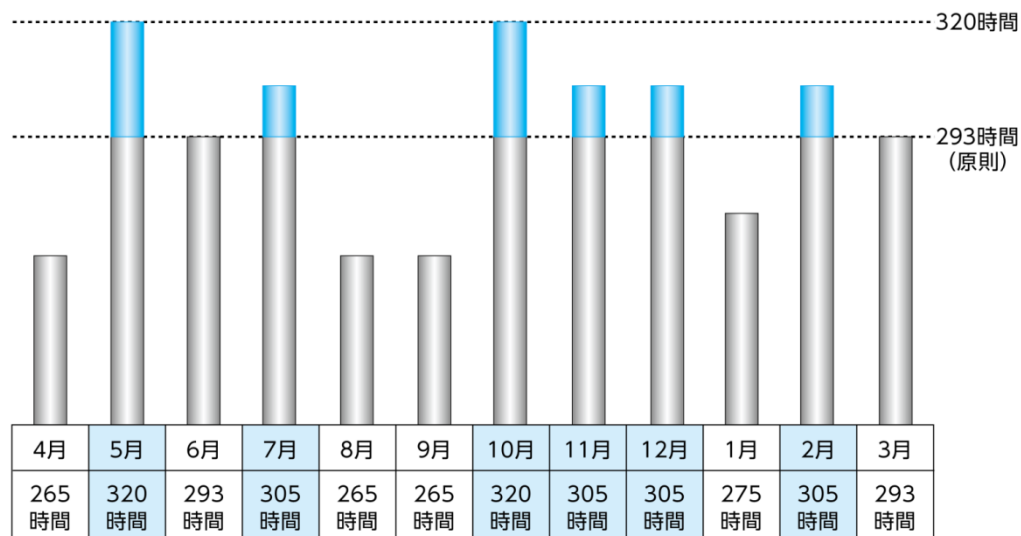
1週間のうち
1日の拘束時間が15時間を超えている回数は**3回**
改善基準告示違反となる

● 1か月の拘束時間

原則： **293時間**まで

例外： **労使協定**があるときは、1年間の拘束時間が**3,516時間**を超えない範囲内で1年のうち6か月までは1か月**320時間**まで延長することができる

● 拘束時間を延長する労使協定がある場合



※ 〇は293時間を超える月（1年間3,516時間以内）

* 労使協定で定める事項

- ① 協定の適用対象者
- ② 1年間について毎月の拘束時間
- ③ 協定の有効期間
- ④ 協定変更の手続き 等

事業場において書面で労使協定を締結しないと、1か月の拘束時間の限度（293時間）を超える例外は認められない！

*** 293時間を超える月は、1年のうち6か月まで**

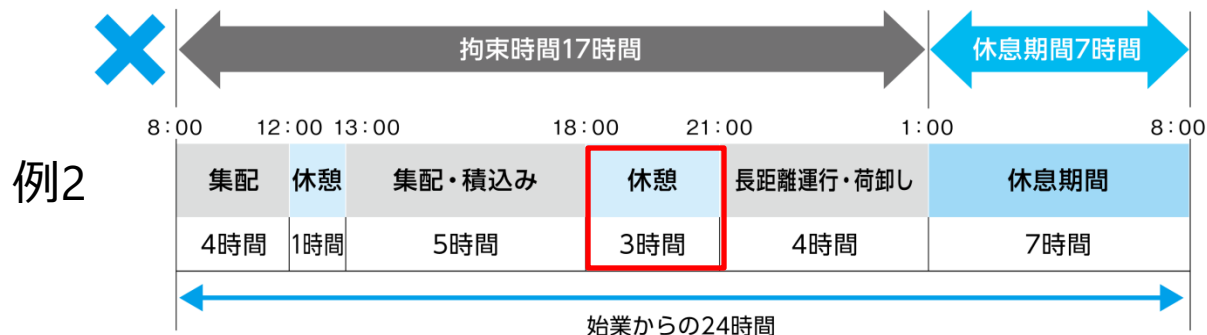
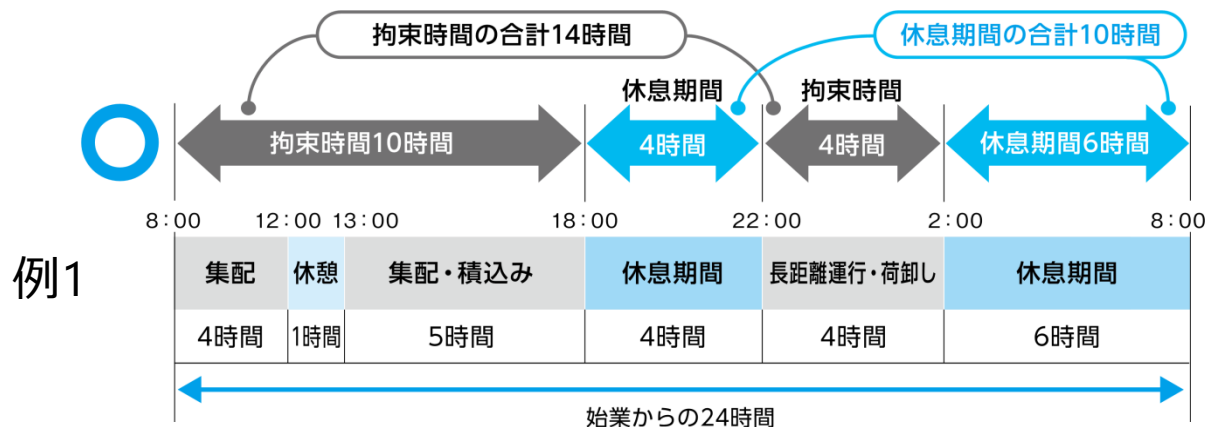
● 原則

勤務終了後、**連続 8 時間以上**

● 特例

要件①（分割休息の回数）：一定期間（原則 2 週間から 4 週間程度）の
全勤務回数の 2 分の 1 が限度

要件②（休息期間の長さ）：1 日 1 回あたり**継続 4 時間以上、合計 10 時間以上**



分割休息における中間点呼の実施及び記録

改善基準「適」の例



点呼記録

検知器の機能の状況 良否

注意・指示事項
山間部走行時は、路面の凍結に十分注意し、速度を抑えて運転すること

令和〇〇年6月1日(〇) 天候 晴れ

1日目

運行管理者 山本 昭伸
運行管理補助者 田口 静夫

乗務前点呼確認事項

- ①酒気帯びの有無
- ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ③日常点検の結果
- ④その他必要な事項(服装・携行品の有無等)※注

中間点呼確認事項

- ①酒気帯びの有無
- ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況

乗務後点呼報告確認事項

- ①酒気帯びの有無
- ②自動車、道路および運行の状況
- ③その他必要な事項(積載物の異常の有無・鍵の返納等)※注

車番	氏名	乗務前点呼					中間点呼					乗務後点呼					備考
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①②③④	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①②	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項①②③	交代運転者に対する通知	
123	福谷 良夫	10:24	対面	有・無	無 無 良 良	山本					18:29	対面(Tel)	有・無	無 無 良			山本
〃	〃	23:33	対面(Tel)	有・無	無 無 良 良	田口	6/2 2:38	対面(Tel)	有・無	無 無 田口	6/2 4:57	対面(Tel)	有・無	無 無 良			田口
			対面	有・無					有・無			対面	有				
			対面	有・無					有・無			対面	有				

中間点呼が必要な運行に対する点呼記録の記載例

改善基準「適」の例



点呼記録

令和〇〇年6月2日(〇) 天候曇り

2日目

運行管理者 山本 昭伸

運行管理補助者 田口 静夫

検知器の機能の状況 良否

注意・指示事項 山間部走行時は、路面の凍結に十分注意し、速度を抑えて運転すること

乗務前点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ③日常点検の結果 ④その他必要な事項 (服装・携行品の有無等) ※注

中間点呼確認事項 ①酒気帯びの有無 ②疾病、疲労、睡眠不足等の状況

乗務後点呼報告確認事項 ①酒気帯びの有無 ②自動車、道路および運行の状況 ③その他必要な事項 (積載物の異常の有無・鍵の返納等) ※注

車番	氏名	乗務前点呼						中間点呼						乗務後点呼						備考
		点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①②③④	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	確認事項①②	点呼執行者印	点呼時刻	点呼方法	アルコール検知器使用の有無	報告確認事項①②③	交代運転者に対する通知	点呼執行者印			
123	福谷 良夫	10:58	対面(Tel.)	有・無	無 無 良 良	山本		対面	有・無			16:02	対面	有・無	無 無 良		山本			
			対面	有・無				対面	有・無				対面	有・無						

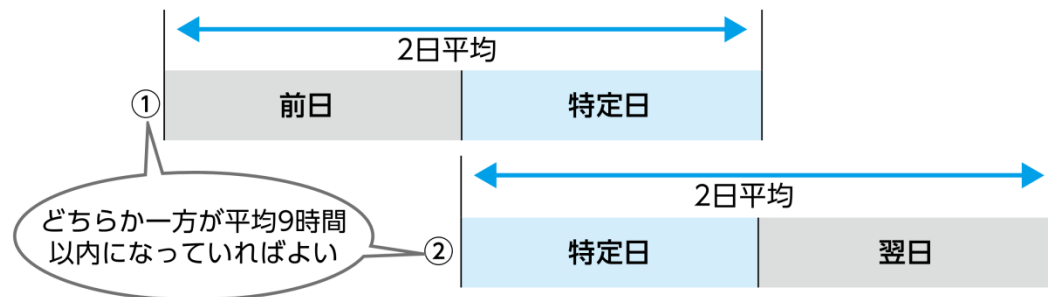
● 1日あたりの運転時間

2日（始業時刻から48時間）

平均で9時間が限度

❖ 2日平均9時間の考え方 ❖

* 特定の日を起算日として
2日ごとに区切り、
その2日間の平均で計算



○

特定日の前日	特定日	特定日の翌日
運転時間 9時間	運転時間 9時間	運転時間 10時間

×

特定日の前日	特定日	特定日の翌日
運転時間 10時間	運転時間 9時間	運転時間 10時間

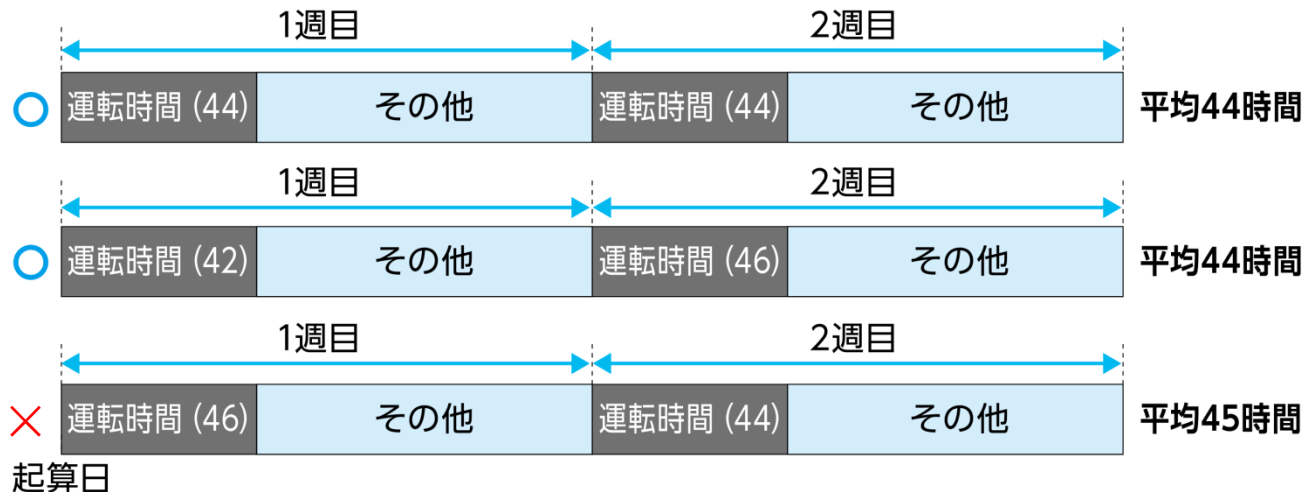
○

特定日の前日	特定日	特定日の翌日
運転時間 10時間	運転時間 8時間	運転時間 10時間

● 1週間の運転時間

2週間ごとの平均で44時間が限度

* 特定の日を起算日として2週間ごとに区切り、その2週間ごとに計算



- 連続運転は **4 時間** が限度

4 時間を経過したら運転を中断し、 **30 分以上の休憩等（非運転時間）** を確保

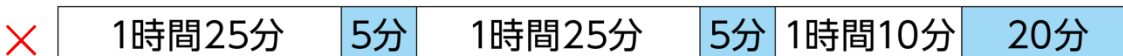
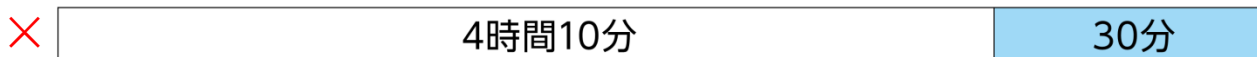
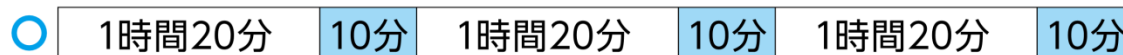
運転の途中に非運転時間を分けて取得することも可能

* 分けて取得する場合、 **1 回あたり 10 分以上** 必要

- 30 分以上まとめて非運転時間を確保する例



- 非運転時間を分割して取得する例



運転時間 休憩時間等

● そもそも就業規則って？

- ・ 会社や従業員が守るべきルールを定めたもの
- ・ **常時10人以上**の労働者（従業員）を使用する場合に作成が必要（パートや契約社員も含む）
- ・ 10人以上の判断は企業単位ではなく**事業場単位**

＊ 10人未満でも労使トラブル防止の観点から作成することが望ましい

● 作成だけではなく、届出も必要！

- ・ 所轄の労働基準監督署へ届出
（内容を変更した際も同様）

＊ 本社機能を有する事業場と各事業場の内容が同一である場合、本社を管轄する労働基準監督署へ一括届出することも可能。



厚生労働省ホームページ内の
作成支援ツールを用いて作成が可能

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 労働基準法 第89条, 第90条

● そもそも36協定って？

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定
- ・法定労働時間を超える**時間外労働**及び**休日労働**を命じる場合、書面による協定の締結が必要
- ・**事業場単位**で作成（協定の締結）が必要

● 作成だけではなく、届出も必要！

- ・所轄の労働基準監督署へ届出
（内容を変更した際も同様）

● 一度提出して終わりではない！

- ・協定は労働基準監督署に届出した時点から有効
（有効期間の開始までに協定を締結し届出）
- ・有効期限の過ぎた協定は無効
有効期間1年の場合、毎年の届出（更新）が必要



厚生労働省ホームページ内の
作成支援ツールを用いて作成が可能

◆主な根拠法令◆

- ・労働基準法 第36条

● 時間外労働の上限は月45時間・年360時間（原則）

・ 大企業は2019年4月から、中小企業は2020年4月から適用

* 自動車運転の業務は2024年4月から適用（適用後の上限時間は年960時間）

● 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合〔特別条項〕

・ 時間外労働は年720時間以内

・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

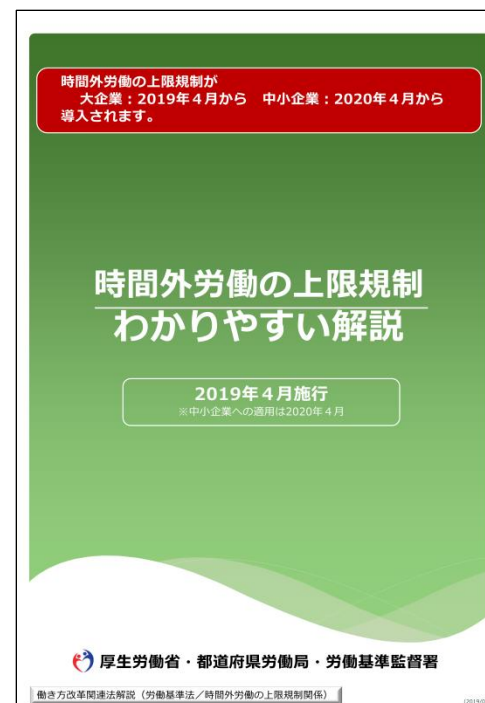
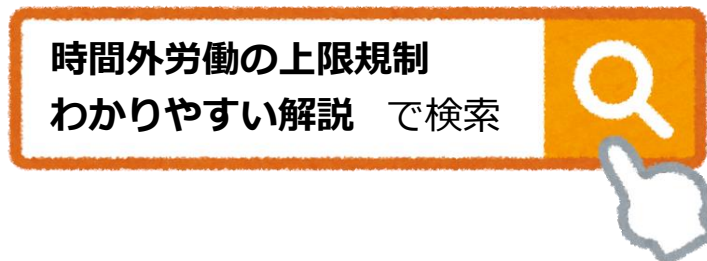
・ 時間外労働と休日労働の合計について、複数月（2～6か月）平均が全て80時間以内

・ 月45時間を超えることができるのは、年6か月まで

* 特別条項の有無に関わらず、時間外労働と休日労働の合計は

月100時間未満、複数月平均80時間以内

その他詳細は・・・



社長！
労働保険があればこそ、
みんな安心して働けるんじゃ。



法人・個人を問わず事業主の方は、

正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由がありますが、
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほか、
労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(一社)全国労働保険事務組合・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

知らなかったでは、すまされない。

労働
保険

● 労働保険とは？

労災保険と雇用保険のこと

● 労災保険

労働者が業務災害や通勤災害に遭った場合に
保険給付を行う制度

＊ **労働者を雇用する場合は必ず加入**
(保険料は会社が全額負担)

● 雇用保険

労働者の生活及び雇用の安定と
就職の促進のために設けられた制度

＊ **1週間の所定労働時間が20時間以上、
31日以上**の雇用見込みがある労働者を
雇用する場合は必ず加入
(保険料は会社と労働者が一定の割合で負担)

◆ 主な根拠法令 ◆

- ・ 労働者災害補償保険法 第3条, 第6条
- ・ 雇用保険法 第5条, 第7条

事業主の皆様へ

厚生年金保険・健康保険制度のご案内

厚生年金保険・健康保険の加入は、
従業員のみなさまの生活を支えます。



加入の手続き、ご相談はお近くの年金事務所へ

日本年金機構 検索

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

● 社会保険とは？

健康保険と**厚生年金保険**のこと

● 運送業は **強制適用事業所**

事業主や従業員の意思に関係なく、
健康保険及び厚生年金保険への**加入義務あり**

*パート・アルバイト従業員も、1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数について、どちらも正社員の概ね4分の3以上ある者は強制加入の対象

◆ 主な根拠法令 ◆

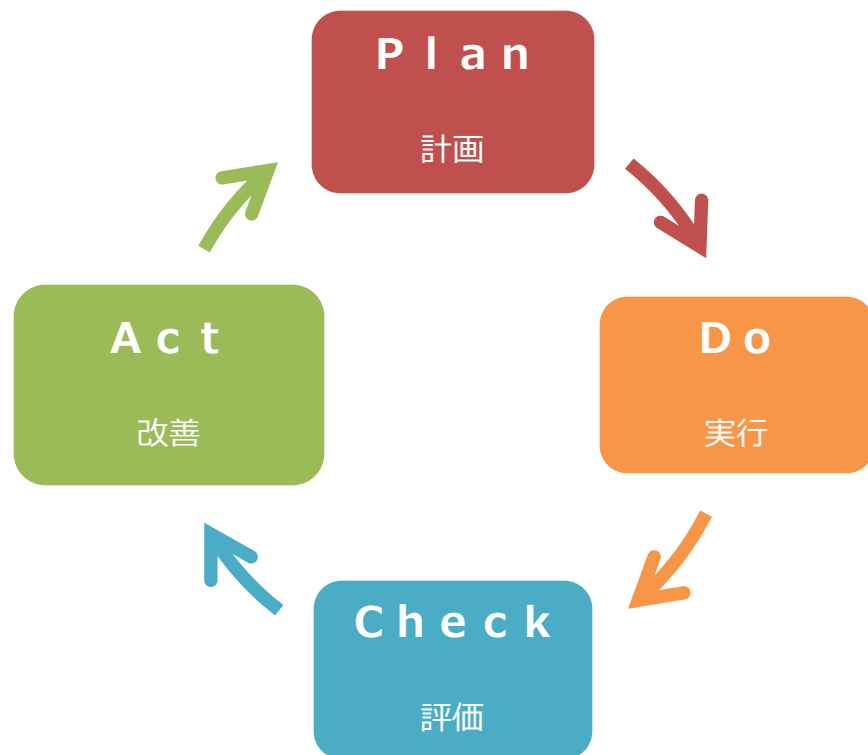
- ・ 健康保険法 第3条
- ・ 厚生年金保険法 第6条, 第9条

一般貨物自動車運送事業者が公表すべき事項

輸送の安全に関する公表（情報公開）一覧	200 両以上	200 両未満 （※）	公表期限
①行政処分内容及び措置内容	公表義務 あり	公表義務 あり	①は、行政処分後 3 年間
②輸送の安全に関する基本的な方針			②～⑪については、 （公表開始） 毎事業年度の終了後 100 日以内 （公表終了） 次年度における公表を行うまで （※） 車両数が 200 両未満の事業者の内、 100 両以上または営業所が 2 以上で ある事業者は、安全マネジメントの 実施に当たっての手引については、 別添 1「（安全管理規程義務付け事業 者等用）」を活用する。
③輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況			
④自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計			
⑤輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統		公表が 望ましい	
⑥輸送の安全に関する重点施策及び計画			
⑦輸送の安全に関する予算等の実績額			
⑧事故、災害等に関する報告連絡体制			
⑨輸送の安全に関する教育及び研修の計画			
⑩輸送の安全に関する内部監査結果及び措置内容			
⑪安全統括管理者及び安全管理規程			

◆主な根拠法令◆

- ・ 輸送安全規則 第 2 条の 3、第 2 条の 8、第 10 条
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1091 号）
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 4 項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1092 号）



- **PDCAサイクル**に基づいて実施

- **Plan (計画)**

輸送の安全確保を図るために計画を作成

- **Do (実行)**

作成した計画に基づいて安全対策を実施

- **Check (評価)**

実施した結果、
どのような効果があったか評価

- **Act (改善)**

改善点を整理し、
さらに計画を見直して実施

毎年度、具体的な取組方策を定め、

PDCAサイクルを繰り返すことで輸送の安全性を向上させる

運輸安全マネジメント

2018年度（取組期間）（2018年4月1日～2019年3月31日）

事業者名 ○○運送株式会社

営業所名 ●●営業所

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

・輸送の安全はわが社の根幹

（その他記入例）

- ・安全運行はすべての業務に優先する
- ・安全運行はプロドライバーの社会的使命
- ・無事故無違反で安全輸送

2. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

事故形態	目標【当年度】	目標【前年度】	結果【前年度】	達成状況【前年度】	その他 輸送の安全に関する目標
人身事故	0 件以下	0 件	0 件	達成 / 未達成	・思いやり運転の励行 ・ながら運転の絶対禁止
物損事故	5 件以下	5 件	6 件	達成 / 未達成	

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計【前年度】

類型	転落	転落	転落	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	飲酒等	健康原因	故障原因	車両故障	交通違反	その他	総件数
件数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	2 件

4. 輸送の安全に関する計画

実施項目		年間スケジュール													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	交通安全研修会の実施	計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	実績	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	
2	運転実技演習	計画			●					●					
	実績			○						○					
3	ヒヤリハット報告会	計画					●							●	
	実績						○							○	
4	ドライブレコーダーの導入	計画	●					●				●			
	実績	○						×				○			
5		計画													
	実績														

5. 行政処分情報（行政処分を受けた日から3年間の公表）

I. 行政処分年月日	II. 行政処分内容	III. 処分に基づき講じた措置の内容
2018年4月1日	輸送施設の使用停止(20日車)	・運行管理体制の見直し ・運行管理者の増員(予定)
年 月 日		



愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

● 取組期間

各事業者の事業年度単位で取り組む

● 輸送の安全に関する基本的な方針

取組期間における方針を定める

● 輸送の安全に関する目標及び達成状況

具体的な数値目標を設定

（前年度の達成状況も漏れなく確認）

● 輸送の安全に関する計画

実施項目は現実的な内容を設定

● 公表方法

- ・ 自社HPへの掲載
- ・ 事業所内で掲示

ポスターが必要な方は適正化事業部まで



一般社団法人
愛知県トラック協会

会員の皆様へ



愛知県トラック協会

陸災防

教育・研修事業
(中部トラック総合研修センター)

運輸業界で働きませんか

会員事業者のご紹介
(あなたの身近な運輸会社)

適正化事業実施機関

トラックは生活と産業活動を支える
重要なライフラインキーパーです。



サイト内検索

検索

助成・融資について

セミナーの開催

各種帳票
ダウンロード

マーク制度

各種帳票類を
ダウンロードして
ご活用ください